

[改訂]小千谷都市計画マスタープラン



平成25年3月

小 千 谷 市

目 次

第1章 小千谷都市計画マスタープランとは 1

1. 計画の目的と役割 1
2. 計画の基本的事項 3

第2章 都市づくりの主要課題 5

1. 小千谷市の現況・特性 5
2. 都市計画マスタープランの達成状況 18
3. 都市づくりの主要課題 24

第3章 都市づくりの目標 27

1. 都市づくりの理念と目標 27
2. 人口フレーム 30
3. 将来都市像 32

第4章 都市づくりの方針 35

1. 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり 35
2. 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり 41
3. 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり 47

第5章 地域別まちづくり構想 51

1. 地域別まちづくり構想の位置づけ 51
2. 片貝地域のまちづくり方針 52
3. 西部地域のまちづくり方針 56
4. 東部地域のまちづくり方針 61
5. 南部地域のまちづくり方針 65

第6章 マスタープランの実現に向けて 69

1. 「市民が主役のまちづくり」に向けて 69
2. アクションプログラム 76
3. マスタープランの進行管理 77

第1章 小千谷都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と役割

(1) 小千谷都市計画マスタープランの目的と役割

- ・小千谷都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づいて定める法定計画であり、主に以下のような役割を担います。

① 目指すべき具体的な都市の将来像を明らかにします

- ・都市の活力の維持・向上を図りつつ、いつまでも住み続けたいと思える魅力ある小千谷市を創造するため、目指すべき都市の構造や将来像、都市整備の方向性、ソフト施策を含めたまちづくりの基本的な方向性を明らかにします。

② 具体的な都市計画の決定・変更の指針となります

- ・土地利用の規制・誘導や道路、公園等の都市施設の整備などについて、あるべき方向性を示し、具体の都市計画の決定・変更の際の指針となります。

③ 個別の都市計画やまちづくりに関する分野間の相互調整を図ります

- ・土地利用や都市施設、市街地開発などの都市計画に関する分野だけでなく、自然環境保全や景観形成、防災などのまちづくりに関する個別分野の計画との相互調整を図ることにより、一体的・総合的なまちづくりを推進します。

④ 市民・団体・事業者の合意形成を図り、協働のまちづくりを推進します

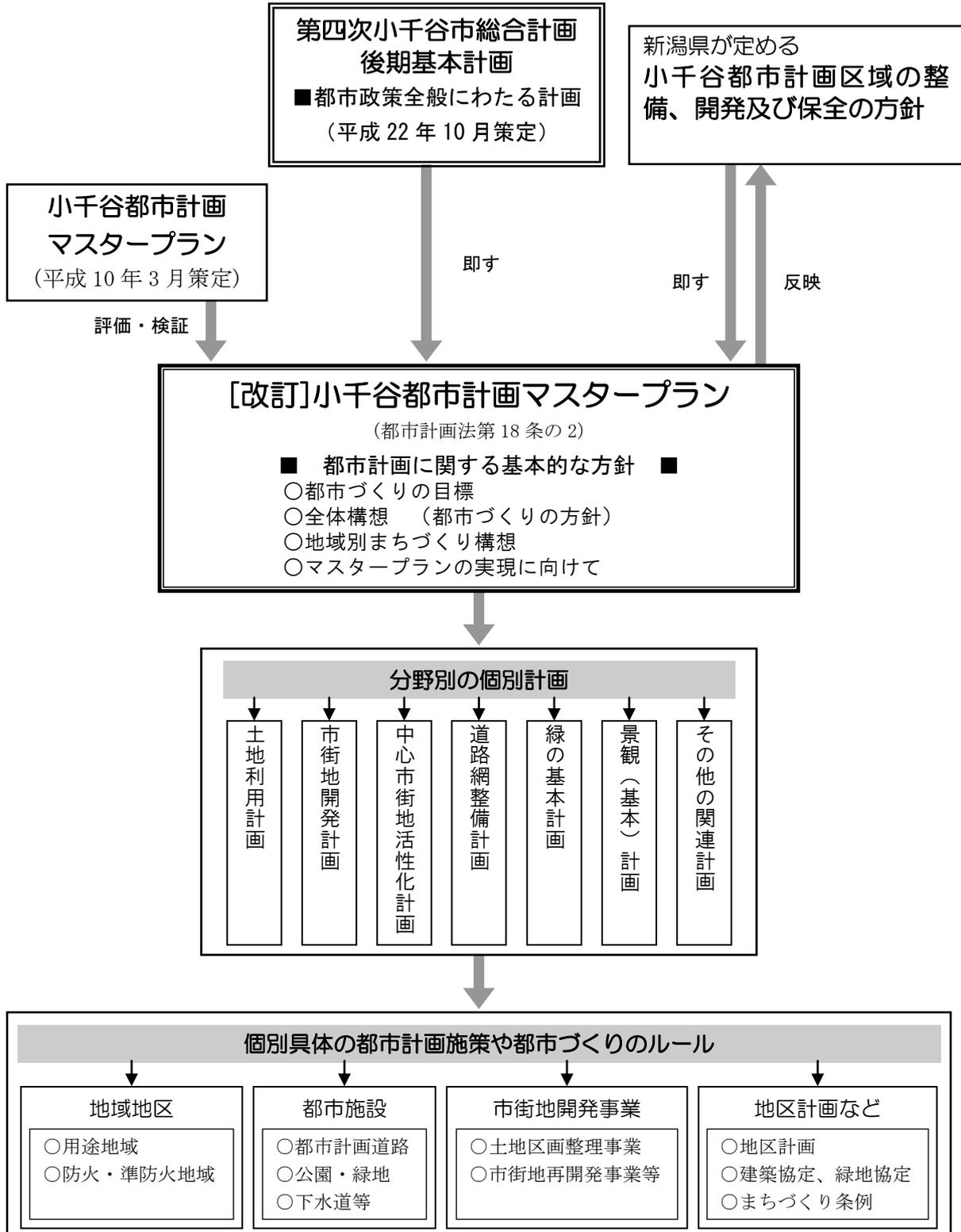
- ・これからの時代においては、市民・団体・事業者がまちづくりに積極的に関わっていくことが重要です。まちづくりの考え方を市民・団体・事業者が共有することで、事業や施策への合意形成を容易にするとともに、まちづくりへの主体的な参画を推進します。

(2) 改訂の背景

- ・現行の「小千谷都市計画マスタープラン」は平成10年3月に策定されました。策定から15年が経過する中で、道路網の整備や計画的な土地利用誘導などを進めてきました。
- ・一方で、本格的な人口減少社会の到来、世界に類をみない少子化・高齢化の進展、環境問題の深刻化、大規模な自然災害の発生、生活の質に対する市民ニーズの高まり、地方分権改革の推進、行財政の硬直化など、まちづくりを取り巻く環境が大きく変化してきました。
- ・また、一団の市街地開発と土地利用誘導を目指していた東小千谷土地区画整理事業が中止となるなど、本市の都市計画・まちづくりの骨格となる部分が大きく変化しました。
- ・今回の改訂は、小千谷市の最上位計画である第四次小千谷市総合計画の内容に即した見直しを行うとともに、厳しい社会経済情勢にある中で、本市特有の自然や歴史・文化・地域産業・コミュニティなどを生かした誇りのもてるまちづくりを進めていくために、必要な見直しを行うことを目的としています。

(3)小千谷都市計画マスタープランの位置づけ

- ・本計画は、「第四次小千谷市総合計画」や新潟県が定める「小千谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新潟県小千谷都市計画区域マスタープラン）」の上位計画に即しながら定めます。
- ・土地利用計画や道路網計画等の分野別の計画は、本計画と整合を図りながら定められ、これらに基づいて個別具体の事業や施策が実施されることとなります。



◇ 小千谷都市計画マスタープランの位置づけ ◇

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の構成

・本計画は、以下のような内容で構成しています。

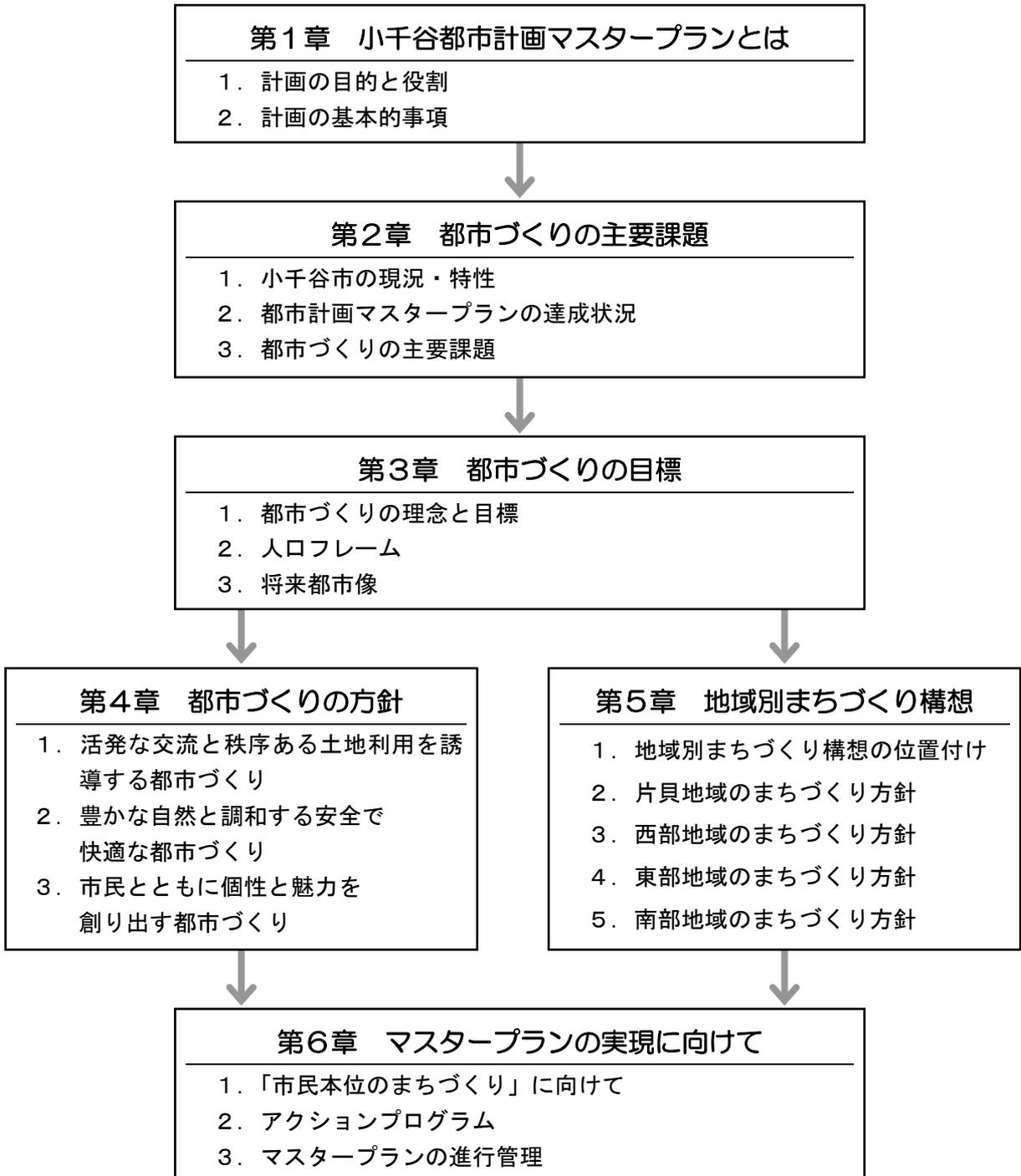


図 小千谷都市計画マスタープランの構成

(2)計画の基本的事項

①対象区域

- ・都市計画分野に限らず、幅広い観点でまちづくりを捉え、市民・団体・事業者と行政の協働による地域づくりを総合的に推進するため、本市全域を計画の対象とします。

②目標年次

- ・平成 22 年度を基準年とし、長期的な視点でまちづくりを考えるため、概ね 20 年後の平成 42 年度を目標年次、概ね 10 年後の平成 32 年度を中間年次として定めます。

(3)計画の策定（改訂）にあたって特に配慮する視点

①人口減少社会に対応した都市整備や都市環境のあり方を検討します

- ・本格的な人口減少社会を迎えた中で、本市の人口も減少が続いており、今後も減少傾向が続くものと推計されています。
- ・これまでの都市計画やまちづくりは、人口増加に伴う都市の拡大成長を前提としており、モータリゼーションの進展と相まって都市の郊外化が進展してきました。
- ・今後、社会保障費や道路の維持管理費などの行政コストの増加や、高齢化の進展等に伴い自動車を運転できない人が増えるなど、従来の都市づくりやまちづくりでは、都市の持続性に影響を与えることが懸念されます。
- ・このため、人口減少を確実なものとして認識し、「選択と集中」や「集約型都市構造」の考えに基づきながら、適正な都市づくりのあり方を検討します。

②市民・団体との協働による都市づくり・まちづくりのあり方を検討します

- ・人口減少社会、超高齢社会にあって、市民生活の安全性や快適性を高めていくためには、地域のコミュニティが重要な要素の一つとなります。
- ・また、厳しさを増す財政状況にあって、市民のニーズに的確に対応した都市づくり、地域に根差したきめ細かなまちづくりを進めるためには、市民が都市づくり・まちづくりに関心をもち、一緒になって取り組んでいくことが不可欠です。
- ・このため、市民が誇りと愛着をもちながら、いつまでも安全で快適に住み続けられるまち、誰もが住みたいと思えるまちの創造を目指して、市民・団体・事業者との協働による都市づくり・まちづくりのあり方を検討します。

③小千谷の個性を将来に引き継ぐ都市づくり・まちづくりのあり方を検討します

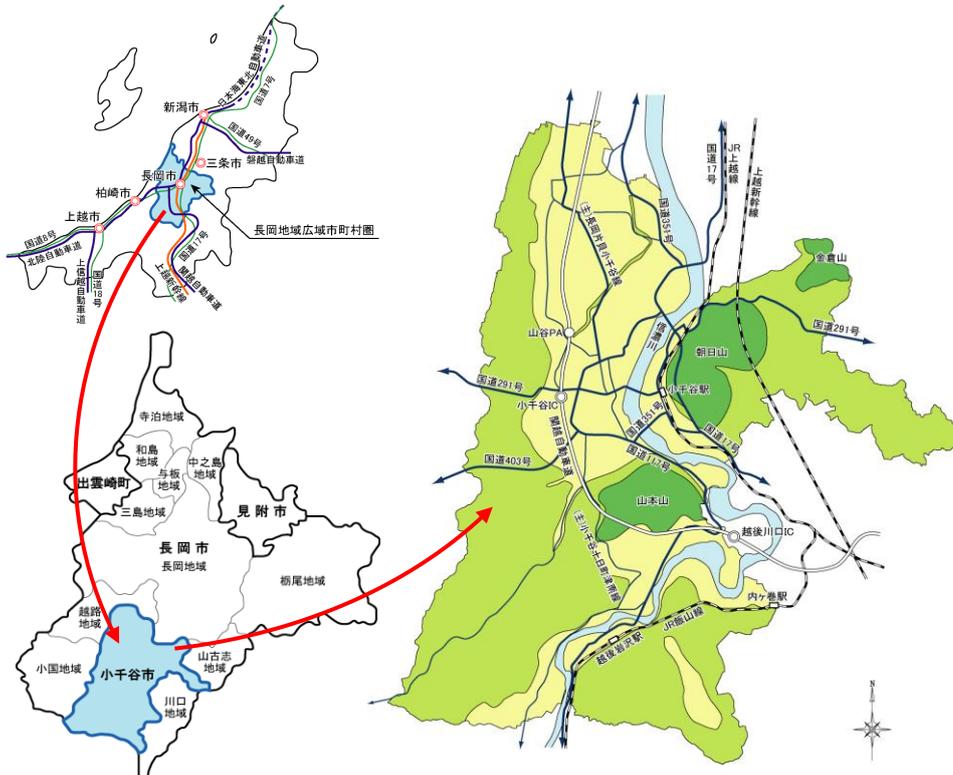
- ・いわゆる平成の大合併により全国で市町村合併が進み、新潟県内においては平成 12 年に 112 あった市町村が、平成 22 年 3 月末現在で 30 にまで減少しています。
- ・本計画は、概ね 20 年後における小千谷市のあるべき姿を描くものですが、「小千谷らしさ」や「個性」が失われることがないように、魅力ある都市づくりやまちづくりのあり方を検討します。

第2章 都市づくりの主要課題

1. 小千谷市の現況・特性

(1)位置及び地勢

- ・本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、東西約 17.2km、南北約 20.0km、市域面積は約 155km²で、北と西及び東は長岡市、南は十日町市に接しています。
- ・平野が開けた北側を除いて三方を山地に囲まれており、南部及び東部の山地は長岡東山山本山県立自然公園に指定されるなど良好な自然環境を有しています。
- ・また、大河信濃川が南北を縦断して流れており、信濃川が造り出した河岸段丘が市内のいたるところに見られ、本市の景観的な特徴の一つとなっています。
- ・道路網は、関越自動車道が本市市街地を囲む様に通っており、市内各地域から小千谷 I C・越後川口 I C・長岡南越路 I Cには、数分から最長でも 20 分程で高速自動車道に乗入れができます。また、国道 17 号、国道 117 号、国道 291 号、国道 351 号、国道 403 号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線により放射環状型の道路網が形成されており、隣接する各市へ短時間で結ばれる広域的なネットワークを形成しています。
- ・鉄道網は、J R 上越線、J R 飯山線が信濃川左岸を囲む形で通り、小千谷駅、内ヶ巻駅、越後岩沢駅、信越線の来迎寺駅を利用することにより通勤通学の確保や、国内外各地への移動の起点となっています。
- ・本市は首都圏から 250 km 圏内に位置し、高速自動車道・J R 上越新幹線を利用することで、時間にして 2~3 時間の距離にあり日帰りで行き来できます。



◇ 小千谷市の位置 ◇

(2)上位・関連計画における位置づけ・役割

①新潟県都市計画基本方針（平成17年9月）

- ・都市づくりに関する県内各都市の共通目標像として「コンパクトな都市」を掲げ、将来都市像の基本方針として「ネットワークによる県土づくり」を示しています。
- ・この中で、本市は「生活拠点都市」に位置づけられ、地方における中心都市として拠点性の向上を図ることが示されています。



②新潟県が定める「小千谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成16年5月）
（新潟県小千谷都市計画区域マスタープラン）

- ・新潟県都市計画基本方針を受けて、「持続的な発展が可能な「コンパクトな都市」という共通目標のもと、以下のような都市づくりの目標が掲げられています。

《都市づくりの目標（新潟県内の各都市共通）》

～ 持続的な発展が可能な「コンパクトな都市」 ～

○豊かな自然環境の継承

- ・西部・東部の丘陵地や長岡東山山本山県立自然公園、信濃川など多くの自然環境を、適切な開発の誘導及び規制により維持、保全する。

○にぎわいのある中心市街地の再生

- ・都心居住の受け皿となる基盤づくり及び中心市街地としての機能充実に取り組む。

○適切な開発誘導による田園環境の保全

- ・適切な開発の誘導を行い、信濃川沿いに広がる優良な農地に囲まれた田園環境との調和を図る。

○地域に根差した産業の発展促進

- ・都市機能の強化を図り、電子機器などの地域に根付いた産業の発展を支援・促進する。

○安全に、安心して暮らせる都市の形成

- ・ユニバーサルデザインの考え方にに基づきながら、誰もが安全に、安心して暮らせる都市の形成を図る。



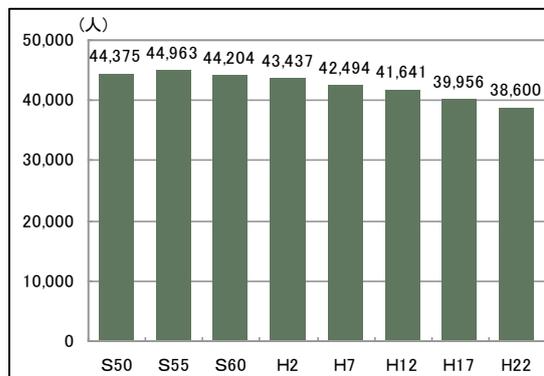
※1：越路町、小国町、山古志村、川口町は、長岡市と合併
 ※2：川西町は十日町市と合併

(3)人口・世帯数

①人口総数の推移

出生数の低下、転出者数の増加により、人口は減少傾向にあります

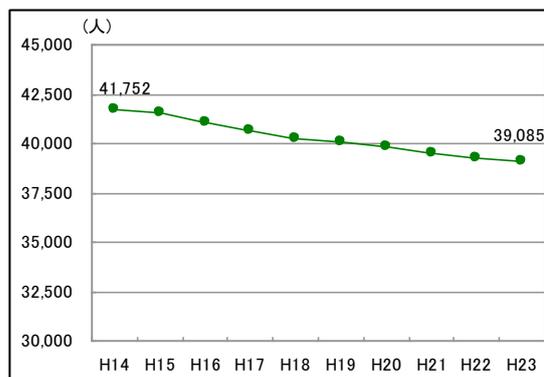
- ・本市の人口は、過去 40 年間の中では、昭和 55 年の 44,963 人をピークに減少傾向が続いています。
- ・平成 17 年には 4 万人を下回り、平成 22 年の国勢調査では 38,600 人となっており、昭和 55 年からの 30 年間で 6,363 人の減少となっています



◇ 人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

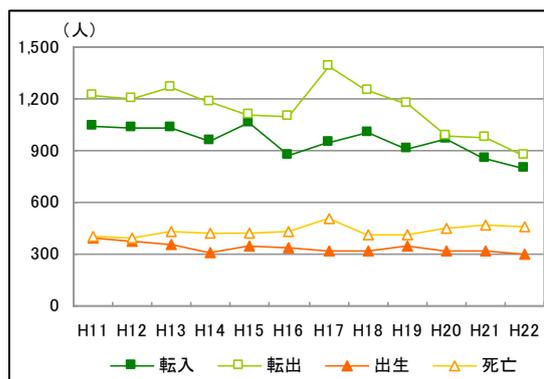
- ・近年の人口推移を住民基本台帳でも見て、一貫した減少傾向にあり、平成 14 年からの 10 年間で 2,667 人の減少となっています。



◇ 近年の人口推移 ◇

(資料：住民基本台帳 各年 12.31 現在)

- ・人口増減の内訳をみると、死亡数が出生数を上回る自然減、転出者数が転入者数を上回る社会減の傾向が続いており、本市の人口減少につながっています。
- ・平成 16 年から 17 年にかけては、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越大震災の影響もあり、一時的に転出者数が大幅に増加しました。



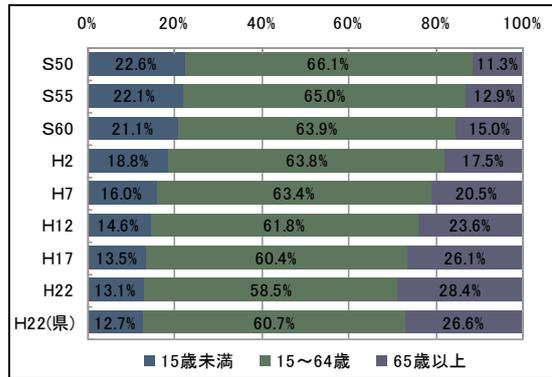
◇ 近年の人口動態の内訳 ◇

(資料：小千谷市統計書)

②年齢階層別人口の推移

少子化・高齢化が急速に進んでいます

- ・年齢階層別人口の割合をみると、少子化・高齢化が急速に進行しており、平成7年に65歳以上の老年人口の割合が15歳未満の年少人口の割合を上回りました。
- ・平成22年における、年少人口は5,073人(13.1%)、15～64歳の生産年齢人口は22,572人(58.5%)、老年人口は10,955人(28.4%)となっています。
- ・新潟県全体と比較すると、年少人口と老年人口の割合が上回り、生産年齢人口の割合が下回っています。



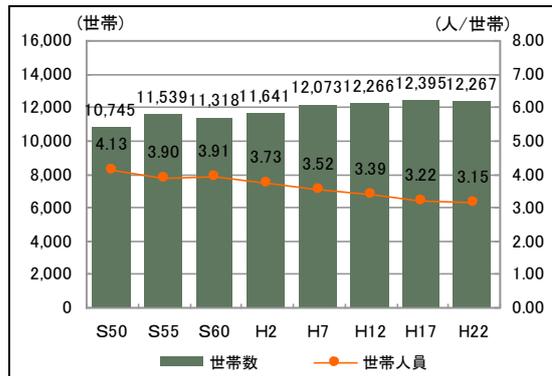
◇ 年齢階層別人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

③世帯数の動向

世帯数の増加は鈍化、世帯人員は減少傾向にあります

- ・国勢調査による平成22年の世帯数は12,267世帯となっています。
- ・昭和60年以降はゆるやかな増加傾向にありましたが、その伸び率は鈍化していき、平成17年から22年にかけては減少に転じました。
- ・1世帯当りの人員は3.15人で、ほぼ一貫した減少傾向にあり、少子化の進展や核家族化が増加している状況がうかがわれます。



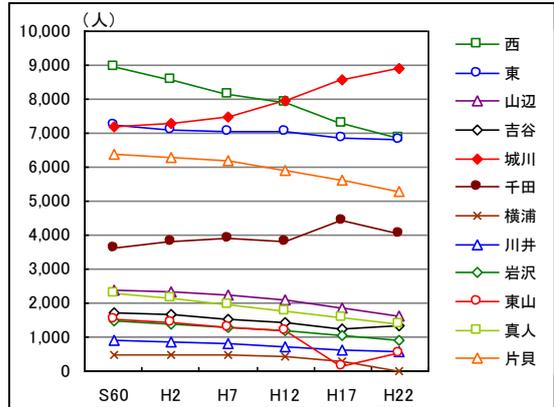
◇ 世帯数・世帯人員の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

④地区別の人口推移

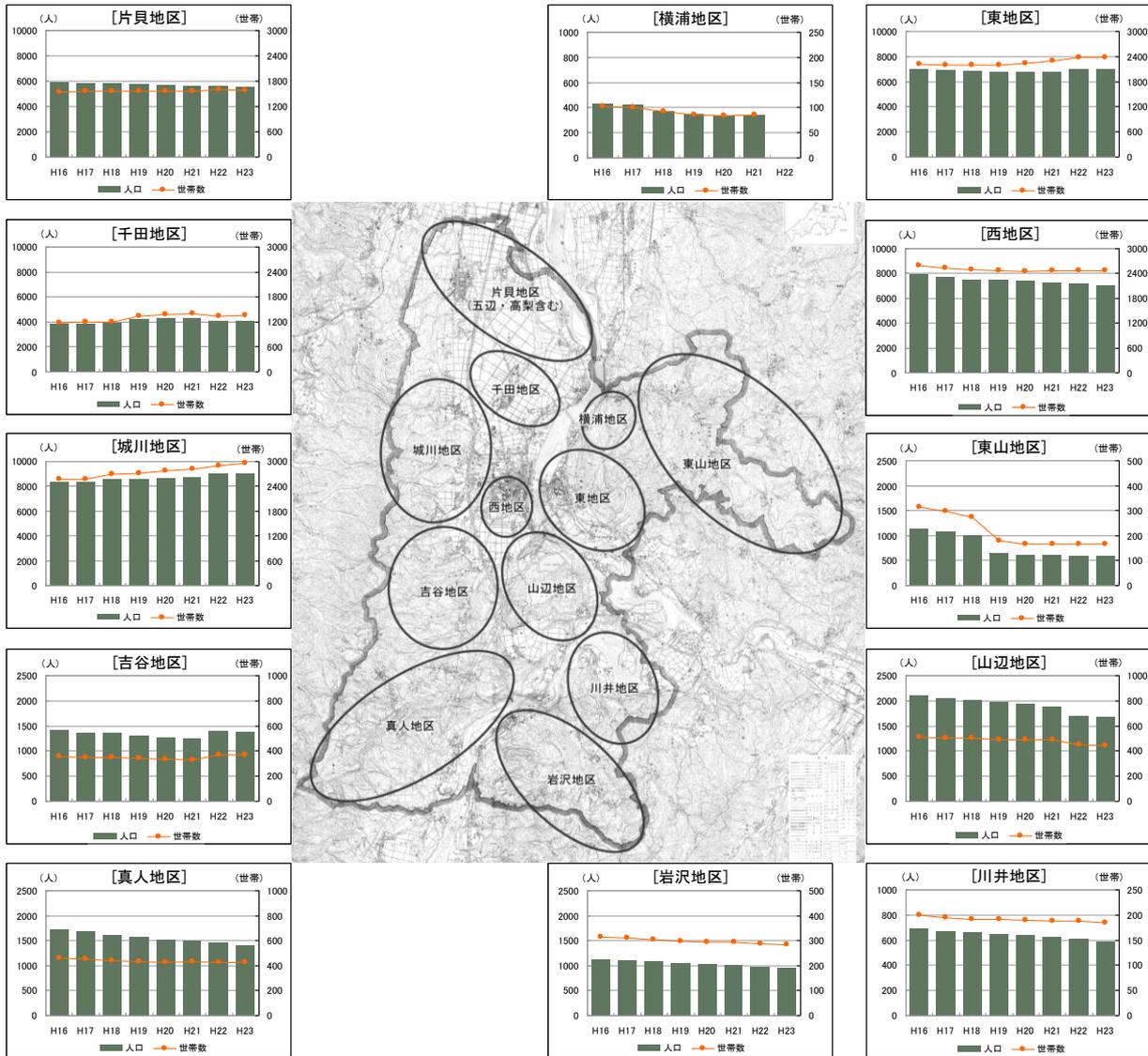
人口・世帯数は、市街地の外縁部で増加し、中心市街地及び中山間地域で減少しています

- ・地区別の人口動態をみると、城川地区で大きく増加しており、特に桜町地内の総合体育館周辺における戸建て住宅を中心とした活発な宅地開発が背景となっています。
- ・その他の地区では横ばい又は減少で推移しており、中山間地域だけでなく、中心市街地に位置する西地区でも人口が減少しています。
- ・西地区では、人口の減少に伴う空き家の増加や商店街の衰退などが問題となっており、その他の地区でも、地域コミュニティの衰退など地域力の低下が懸念されます。



◇ 地区別の人口推移 ◇ (資料：各年国勢調査)

横浦地区は、平成 22 年 4 月 1 日に東地区に編入



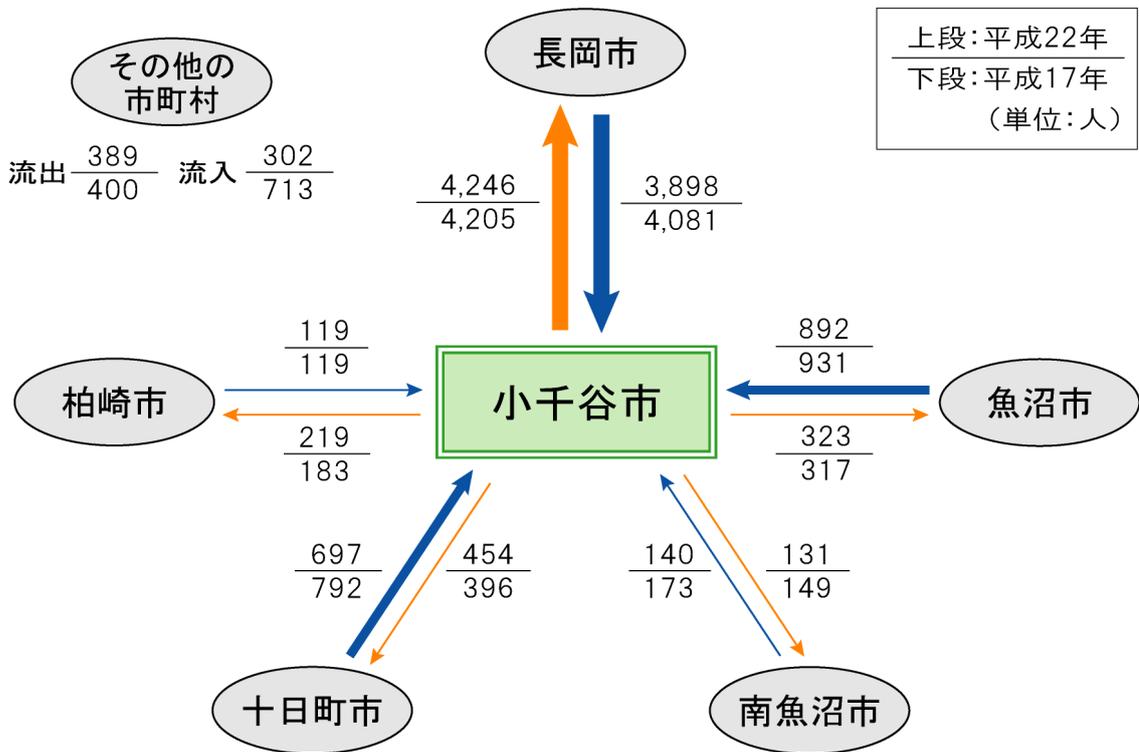
◇ 近年の地区別人口の推移 ◇ (資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在)

(4)社会移動

①通勤通学流動

求心力は低下傾向にありますが、長岡広域圏における重要な役割を担っています

- ・平成 22 年における通勤通学流動をみると、流出者 5,762 人に対して流入者は 6,048 人で、286 人の流入超過となっています。
- ・平成 17 年時点では、流出者 5,650 人に対して流入者が 6,809 人で、1,159 人の流入超過となっており、特に流入者が大きく減少しました。
- ・流出先では長岡市が圧倒的に多く、全流出者の約 74%を占めています。
- ・流入先でも長岡市が約 65%を占めているほか、魚沼市が約 15%、十日町市が約 12%を占めています。
- ・以上のことから、本市は長岡市との結び付きが相互に強く、また、長岡広域圏全体における産業都市・就業の場等として、重要な役割を担っていることがうかがわれます。



◇ 通勤通学流動の推移 ◇ (資料: 各年国勢調査)

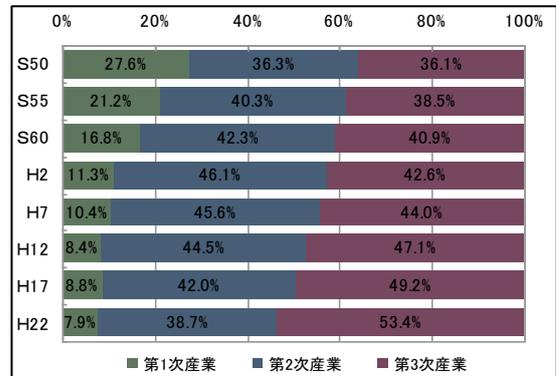
(注) 平成 17 年は、平成 22 年時点の市町村合併状況に合わせて組み替え。

(5)産業

①各産業の動向

第1次産業は大きく衰退し、製造業からサービス産業へ移行する傾向にあります

- 昭和 50 年時点の産業大分類別就業人口は、第2次産業と第3次産業の割合が同じで、米どころとして第1次産業も3割近くを占めていました。
- その後、第1次産業就業者は急速に減少し、平成12年には1割を下回りました。
- 一方、特に工業・流通業務の拠点や団地の形成に努めてきた結果、第2次産業就業者の割合が大きく増加しました。
- 近年では、第3次産業の占める割合が高くなっており、平成12年には第2次産業就業者の割合を上回り、平成22年では全体の半数以上を占めています。



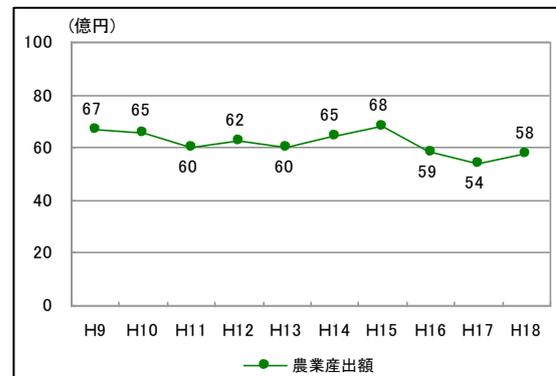
◇ 産業大分類別就業人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

②農業の動向

県内有数の米どころですが、担い手は減少する傾向にあります

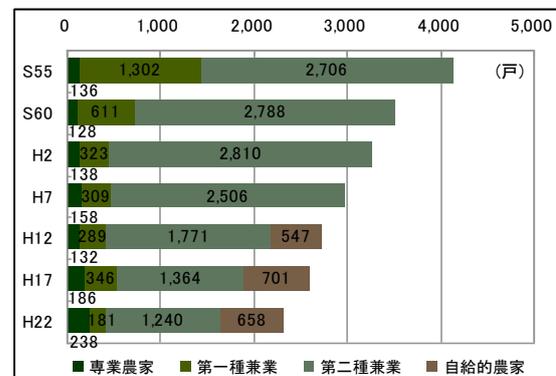
- 本市の農業は米作が中心で、農業粗生産額の9割近くを占め、良質米として高い評価を受けています。
- 近年の農業産出額は、60億円を境界に増減を繰り返しながら、全体として減少する傾向にあります。



◇ 農業産出額の推移 ◇

(資料：北陸農政局)

- 農家数は一貫した減少傾向が続いており、平成22年では2,317戸で、昭和55年と比較すると1,827戸の減少(約-44%)となっています。
- 兼業農家が減少する一方で、専業農家が増加する傾向にあります。



◇ 専業別農家数の推移 ◇

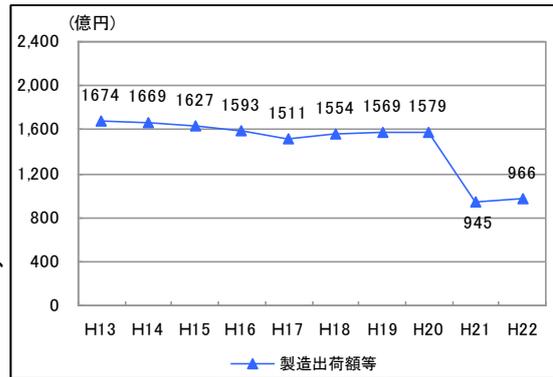
(資料：小千谷市統計書)

※平成12年より、
総農家数=販売農家数+自給的農家数に変更

③工業の動向

事業所数の減少に伴って、従業員数も減少傾向にあります

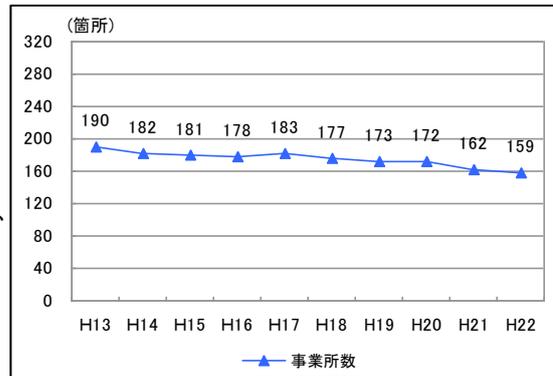
- ・本市には、地場産業である鉄工・機械や食品製造業のほか、電子部品製造業などの基幹産業が数多く立地しており、製造品出荷額は、平成20年までは1,600億円前後で推移していました。
- ・平成21年にかけて大きく減少していますが、これは平成21年6月に電子部品製造工場の撤退及びリーマンショックの影響によるものと考えられます。



◇ 製造品出荷額等の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

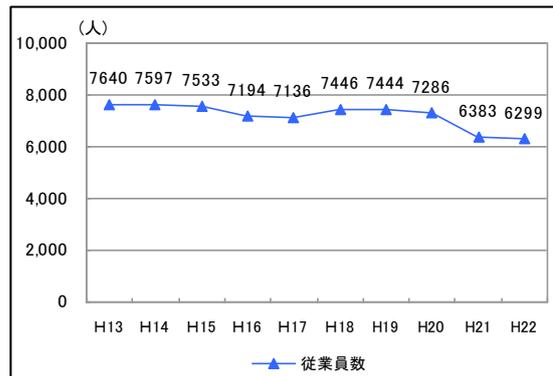
- ・平成22年における工業統計調査の事業所数は159箇所、平成13年以降、緩やかな減少傾向が続いています。
- ・このうち、従業者30人以上の事業所数は39箇所、全体の約4分の1にとどまっております、本市の産業は零細企業が多くなっています。



◇ 事業所数の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

- ・事業所数の減少に伴って、従業員数も減少傾向にあります。
- ・平成20年から21年にかけて大きく減少していますが、これは平成21年6月に電子部品製造工場の撤退及びリーマンショックの影響によるものと考えられます。



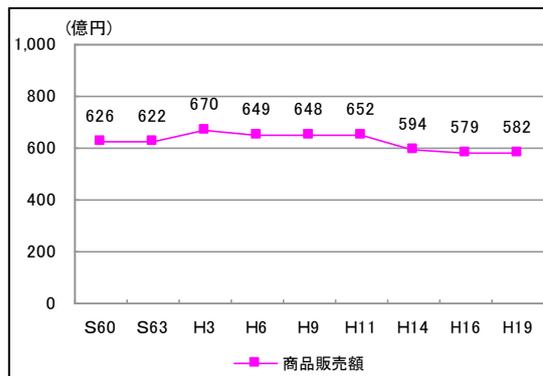
◇ 従業員数の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

④商業の動向

商品販売額は横ばいで推移していますが、まちなかを中心に空き店舗が増えています

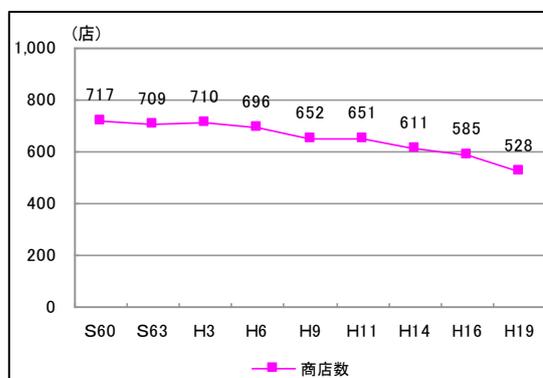
- ・ 国道 117 号や国道 17 号などの幹線道路沿いにおいて大型小売店舗などが進出しており、近年の年間商品販売額は 600 億円前後で推移しています。



◇ 商品販売額の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

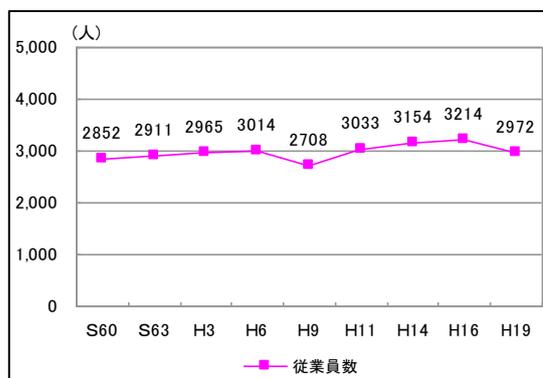
- ・ 商店数は減少傾向にあり、特に中心市街地の既存の商店街などにおいて小規模経営の店舗が減少し、空き店舗が増加している状況がうかがわれます。
- ・ また、平成 16 年に発生した新潟県中越大震災によって被災し撤退した店舗も多くありましたが、新たな出店や大型店への民間バス運行もあり、最寄品の確保等については、現在では影響ありません。



◇ 商店数の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

- ・ 従業員数は、平成 9 年から 16 年にかけて増加しており、大型小売店舗などの出店に伴い、雇用が発生していることがうかがわれますが、平成 19 年にかけては減少しました。



◇ 従業員数の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

(6) 都市基盤・都市施設の整備状況

① 土地区画整理事業

面的な都市基盤整備は低い水準にあります

- ・土地区画整理事業は 4 地区（67.8ha）において施行が完了していますが、市街地面積（782ha）の 8.7%にとどまっています。
- ・これらの 4 地区はいずれも西小千谷地域で施行されたものであり、東小千谷地域、片貝地域においては、面的な基盤整備は行われておりません。
- ・特に東小千谷市街地では、東小千谷土地区画整理事業が平成 9 年 2 月 18 日に都市計画決定され、このうち東小千谷北土地区画整理について事業認可を受けましたが、社会経済情勢の低迷や権利者との合意形成などの問題から事業廃止となり、現在、土地利用計画の見直しを行っています。
- ・土地区画整理事業以外では、3 地区で工業団地の造成が行われています。

② 都市計画道路

完成率は低く、長期未着手の路線が多くあります

- ・都市計画道路は、市街地を中心に放射環状型に配置され、18 路線、39.77km が計画決定されているほか、小千谷駅前広場が計画決定（供用済）されています。
- ・平成 23 年度末現在における都市計画道路の完成済延長は 13.90km、完成率は 34.9%にとどまっており、（都）蕨生小千谷停車場線や（都）一之丁五之丁線など、長期未着手の都市計画道路が 5 路線あります。
- ・円滑な交通の処理やアクセス強化のほか、良好な市街地環境を形成するためには、未完成区間の早期整備が必要ですが、費用対効果などを勘案しながら地域の実状に応じた整備のあり方を検討することが重要です。
- ・このうち、東小千谷地域においては、東小千谷北土地区画整理事業の廃止に伴って都市計画道路網の見直しを行っています。

③ 都市公園等

都市公園の整備率は高くなっていますが、身近な公園緑地が不足しています

- ・都市公園は、街区公園が 11 箇所（4.28ha）、運動公園が 3 箇所（50.83ha）が、その他の公園として、児童遊園等が 2 箇所（0.20ha）、船岡公園（5.00ha）の計 17 箇所があり、合計では 60.31ha となっています。
- ・平成 23 年度末現在の供用面積は 59.81ha で、白山運動公園の一部を除き全て整備済となっており、整備率は 99.2%と高くなっています。
- ・自然環境を活かした大規模な公園が整備されている反面、住区基幹公園としては街区公園しか整備されておらず、身近な公園緑地については不足している状況です。
- ・また、平成 16 年に発生した新潟県中越大地震を教訓として、防災機能をもった公園や緑地の整備に関する市民の要望が高まっています。現在、東小千谷市街地において、農業試験場跡地を活用した公園整備の検討が行われています。

◇ 土地区画整理事業の実施状況 ◇

事業地区名	施行主体	計画面積(ha)	実施面積(ha)	施行年度	備考
小千谷西部	組合	27.9	27.9	H3～H7	
土川	〃	4.9	4.9	H5～H7	
桜町	〃	34.4	34.4	S59～H2	
石打	〃	0.6	0.6	H12～H14	
東小千谷	組合	76.6	0.0		事業廃止手続き中
合計		144.4	67.8		

(資料：建設課資料)

◇ 都市計画道路の整備状況 ◇

番号	路線名	幅員(m)	計画延長(m)	完成済延長(m)	完成率(%)
3.4.1	東栄信濃町線	18	1,090	0	0.0
3.4.2	本町山田線	11～20	1,350	860	63.7
3.4.3	西小千谷環状線	12～18	7,000	2,085	29.8
3.4.4	本町小千谷停車場線	13～18	1,700	1,700	100.0
3.4.5	本町小栗田線	16	2,050	944	46.0
3.4.6	城内桜町線	16	1,310	690	52.7
3.5.7	葎生小千谷停車場線	11～12	2,100	0	0.0
3.4.8	木津小千谷停車場線	11～16	1,980	0	0.0
3.6.9	平沢町山本線	11～16	2,690	1,360	50.6
3.6.10	本町城内線	11	780	780	100.0
3.6.11	津山山本線	13.5～18	2,000	1,370	68.5
3.4.12	片貝バイパス	16	2,130	1,780	83.6
3.5.13	一之丁五之丁線	12	2,190	0	0.0
3.5.14	片貝環状線	12	1,860	0	0.0
3.3.15	小千谷バイパス	18～28	6,200	1,032	16.6
3.4.16	西部環状線	16	910	910	100.0
3.4.17	東栄元中子線	20	800	385	48.1
3.4.18	東小千谷環状線	18	1,630	0	0.0
合計(18路線)			39,770	13,896	34.9

(資料：建設課資料 平成23年度末現在)

◇ 駅前広場の整備状況 ◇

名称	面積(m ²)		路線名	
	計画決定	供用	路線番号	路線名称
小千谷駅駅前広場	6,100	6,100	3.4.4	本町小千谷停車場線

(資料：建設課資料 平成23年度末現在)

◇ 都市公園等の整備状況 ◇

	都市計画 決定番号	公園名称	種別	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)
都市公園	2.2.1	西部公園	街 区	0.35	0.35	100.0
	2.2.2	両新田公園	〃	0.30	0.30	100.0
	2.2.3	江東公園	〃	0.21	0.21	100.0
		桜町公園	〃	0.19	0.19	100.0
		諏訪公園	〃	0.56	0.56	100.0
		草薙公園	〃	0.22	0.22	100.0
		やすらぎ公園	〃	0.15	0.15	100.0
		片貝ふれあい公園 けやき園	〃	0.47	0.47	100.0
		信濃川左岸河川公園	〃	1.13	1.13	100.0
		ぼっぼの里公園	〃	0.47	0.47	100.0
		旭町児童公園	〃	0.23	0.23	100.0
	6.5.1	白山運動公園	運 動	40.70	40.20	98.8
		信濃川河川公園	〃	5.40	5.40	100.0
		千谷運動公園	〃	4.73	4.73	100.0
その他公園		仲よし児童公園		0.11	0.11	100.0
		上ノ山児童遊園		0.09	0.09	100.0
		船岡公園		5.00	5.00	100.0
合計（17箇所）				60.31	59.81	99.2

(資料：建設課資料 平成23年度末現在)

2. 都市計画マスタープランの達成状況

- ・平成10年3月に策定された小千谷都市計画マスタープランにおいて掲げられた方針や施策に関する進行や取り組み状況は以下のようになっています。

(1) 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり

(土地利用、交通体系整備方針、市街地整備方針、交流拠点整備方針)

- 凡例： ○ 実施済み
 △ 着手中・検討中
 × 未着手

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
住宅地 S↕U↕S	<ul style="list-style-type: none"> ・東小千谷地区、土川西部地区、千谷川地区、片貝環状線沿線における基盤整備の推進、ゆとりある特に良好な専用住宅地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ×東小千谷地区は、東小千谷北土地区画整理事業が廃止となり、現在、関連都市計画の廃止・変更に向けた手続きを行っています。 ×他の地区については、基盤整備を行っていません。
商業地 S↕U↕S	<p>[本町周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心商業地にふさわしい商業環境の魅力向上 ・買物だけでなく訪れることが楽しくなるような「都市の顔」づくり <p>[東小千谷・片貝]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とする近隣商業地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年度には、地域住民との協働による東小千谷地区の活性化に向けて、商店街振興組合が中心となって中心市街地活性化事業に取り組んでいます。 ×既存商店街では空き店舗が増加しており、特に中心市街地では、小千谷総合病院の移転に伴う対策が必要です。
	<p>[西小千谷環状線沿線]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車社会に対応したゆとりのある利便性の高い沿道商業地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗をはじめとして、数多くの店舗・事業所等が立地しています。
工業地 S↕U↕S	<p>[小千谷IC周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通業務などの産業集積の促進、研究開発に関連する産業の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ×工業拠点として整備された桜町土地区画整理地区では、工場跡地を利用した住宅団地の造成をはじめとした住宅開発が進んでおり、土地利用計画との乖離が生じています。 ○流通業務などの産業集積においては、平成11年に魚市場の統合がおこなわれました。 ○(都)西小千谷環状線(国道117号)の沿道では、店舗や事業所等の立地が進んでいます。 ○事業所の規模拡大に対応するため、西部工業団地では拡張整備が行われました。

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	<p>[千谷工業団地周辺、 第一工業団地周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市的未利用地への基盤整備、住宅地内に混在する工業施設の集約移転、製造業を中心とする産業の集積促進 	<ul style="list-style-type: none"> × 未利用地における基盤整備は行っておらず、新たな企業立地も進んでいません。 × 第一工業団地周辺の未利用地は、地盤等の問題もあり、工業地には適していない状況です。 ○ 新たな工業用地の造成に向けて、候補地の抽出・妥当性の検討などを行っています。

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
将来市街地形成の誘導	<p>[西小千谷環状線、片貝バイパス周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域に隣接し今後の開発が予想される地域について、一体的な市街地形成を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (都)西小千谷環状線沿道（国道117号）では、民間による大規模商業施設等の出店に伴い、用途地域（準住居地域）を拡大しました。 △ 片貝バイパスの沿道では、新たな企業用地（候補地）の抽出・検討などを行っています。
	<p>[幹線道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道17号と新たな広域幹線を骨格に、国道291号や国道117号等の広域的な道路ネットワークの整備を促進 ・ 信濃川左岸地域の発展、長岡市との結びつきを深める新たな広域幹線道路の整備検討 ・ 市街地内における放射環状型の道路網形成、未整備都市計画道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道17号、国道117号、国道291号、(主)長岡片貝小千谷線の整備を進めています。 × (都)津山山本線は、JR上越線を横断して国道17号にアクセスする区間の整備が進んでいません。 △ 長岡市を中心に、圏域内の交通円滑化に向けた計画を策定中であり、長岡市との連携強化を図っています。 ○ (都)船岡町小栗田線（(主)長岡片貝小千谷線）は、国道291号との交差点付近の拡幅整備が完了しました。 ○ また、同交差点～船岡町側の(都)平沢町山本線までの区間は、交通需要予測や費用対効果等の面から整備の必要性が低く、都市計画の変更（起点変更）を行いました。⇒(都)本町小栗田線に名称変更 × その他にも、周辺の土地利用状況などの面から、整備の進捗が困難な路線があります。 △ 東小千谷地域では、東小千谷北土地区画整理事業の廃止に伴い、土地利用計画を含めた道路網の変更手続きをしています。
道路ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西小千谷市街地西部における国道403号の代替となる新たな道路の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道117号バイパスが平成13年に開通し、吉谷方面から市街地中心部へのアクセスは向上しました。

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> 面整備にあわせた生活道路の一体的整備、狭幅員道路の改善、行止まり道路の解消、雪対策 	<p>△部分的に市道の整備・拡幅等を行っていますが、狭小な幅員の道路や行止まり道路が依然として残っています。</p>
交通拠点づくり	<p>[JR 小千谷駅周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関との連携、駅前広場や駐車場の充実、まちの玄関口にふさわしい景観の形成 	<p>○不足する駐車場に対応するため、小千谷駅北側に新たに駐車場を整備しました。</p>
バス網の充実	<ul style="list-style-type: none"> 都市の拠点や主要施設をネットワークする循環バスの検討、バス停の環境整備 	<p>○ちぢみの里～小千谷総合病院～サンラックおぢや間を民間バスが往復しています。</p> <p>○民間タクシー会社が乗合タクシーを運行しています。</p>
歩行者空間ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に散歩が楽しめる歩行者空間のネットワーク整備 市民の提案を活かした散歩道づくり（ふれあいロード、タウントレイル） 	<p>○日吉地区の街なみ環境整備事業は概ね完了し、遊歩道が元町から栄町まで整備されました。</p> <p>○信濃川右岸の堤防改修に伴い、遊歩道が整備されました。</p>
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 東小千谷土地区画整理事業の推進 	<p>×平成9年2月に東小千谷土地区画整理事業の都市計画決定を行い、このうち東小千谷北土地区画整理について事業認可を受けましたが、平成15年6月に事業廃止となり、現在、土地利用計画や都市計画道路網の変更手続きを行っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 茶郷川の改修 	<p>△茶郷川の改修に向けた治水協議会が設立されましたが、県河川整備計画への登載がなされておらず整備は進んでいません。</p> <p>○表沢川の改修に向けて、新潟県が調査・設計を行っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 土川西部地区、千谷川地区の区画整理 	<p>○土川西部地区は基盤整備済となっています。</p> <p>×千谷川地区では基盤整備は行っていません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 西小千谷環状線、片貝バイパス沿線の区画整理 	<p>○(都)西小千谷環状線沿道では、民間による大規模商業施設等の出店に伴って、用途地域を拡大しました（準住居地域の指定）。</p> <p>△片貝バイパスの沿道では、新たな企業用地（候補地）の抽出・検討などを行っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 千谷川地区、第一工業団地周辺の基盤整備 	<p>×千谷川地区、第一工業団地周辺の基盤整備は未着手です。</p>
下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備 	<p>○公共下水道と農業集落排水の整備については、概ね事業が完了しています。</p> <p>△合併処理浄化槽の普及を推進しています。</p>

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
交流拠点整備	・ サンプラザ周辺、ちぢみの里 周辺の拠点づくり	○拠点としての機能を強化するための駐車場整備が行 われました。
	・ 農業試験場周辺への文化交 流・生活拠点づくり	○農業試験場跡地を市が取得し、防災機能を有する公 園の整備に向けた検討を行っています。

(2) 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり ((1)との重複を除く)

(公園緑地整備方針・環境保全方針・防災方針(福祉環境整備方針は省略))

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
緑の拠点 (都市公園)	・ 市街地のシンボルとして船岡 公園の充実	○船岡公園蘇生事業で桜の補植を行いました。
	・ 区画整理にあわせた近隣公 園・街区公園の整備	△旧魚沼線跡地を利用した「ぼっぼの里公園」が平成 13年に整備された以外は、新たな公園整備を行っ ていません。
	・ 緑地としての佐藤邸の保全	○片貝ふれあい公園けやき園として整備しました。
緑の拠点 (自然系)	・ 山本山、金倉山、朝日山を利 用した緑地やレクリエーショ ン施設の整備	○いずれも、ドライブ、ハイキングコース、ビューポ イントなどとして親しまれています。 ○おぢやクラインガルテンふれあいの里は、田舎体験 や二地域居住の場などとして、首都圏居住者を中心 に利用があります。
	・ 妙見堰、東小千谷市街地沿い で河川緑地の整備	○妙見堰では信濃川左岸河川公園が整備されています。 ○右岸堤防の改修に伴い、旭橋下流に河川公園が整備 されました。
水と緑の軸	・ 信濃川、茶郷川、表沢川を利 用した、川に親しみがもてる 遊歩道の整備	○信濃川沿いの河岸段丘を利用した散策道が整備済 で、右岸についても、堤防改修に合わせて散策道が 整備されました。 ○表沢川については、改修に向けて新潟県が調査・設 計を行っています。 △茶郷川については、改修に向けた治水協議会が設立 されました。
	・ 街路樹や緑化によるうるおい のある道路空間の演出	○一部の都市計画道路において、街路樹の整備を行 いました。
地震火災	・ 準防火地域に基づく建築物の 不燃化、防災空間の確保と建 築物の不燃化を一体的に実現 するための市街地の再整備の 推進	○準防火地域内においては、建て替え等に合わせて耐 火・防火構造への転換が進められています。 ×市街地内の再整備・改善は特に行っていません。

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	・防災拠点となる「防災安全街区」の整備検討	×防災安全街区の整備検討は行っていません。 ○農業試験場跡地を活用し、防災機能を有する公園の整備を検討しています。
克雪	・日吉地区のまちなみ環境整備の継続	○日吉地区の街なみ環境整備事業は概ね完了し、流雪溝の整備も行われました。
	・克雪住宅の普及、流雪溝・消雪パイプの整備	○流雪溝や消雪パイプの整備に計画的に取り組んでいるほか、融雪設備の整備に対する助成や雪下ろしの支援などを行っています。 ○おぢや風船一揆をはじめ、雪を資源として活用する取り組みを行っています。

(3) 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり ((1)(2)との重複を除く)

(地区計画制度推進方針、まちなみ景観整備方針、市民参加推進方針)

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
地区計画の導入	・若葉・土川地区 ・東小千谷地区 ・千谷川地区	×地区計画の指定は行っていません。
都市の顔づくり	・サンプラザ周辺における特に魅力あるまちなみ景観の整備誘導	○統一された案内看板にリニューアルしました。
	・小千谷駅～小千谷 IC の沿道市街地における特徴ある沿道景観の形成	×景観面に特化した事業や整備は行っていません。
沿道景観づくり	・主要道路沿道におけるうるおいの創出、沿道住民の協力による一体的な景観の形成	○中心市街地（本町、東栄、平成）では、商店街や地域住民との協働により、清掃活動やプランターの設置が行われています。 ○東小千谷市街地では、小学校とも連携しながら信濃川堤防沿いやまちかどを利用した花壇の整備・プランターの設置を行っています。
花と緑のまちづくり	・道路や公共施設の緑化	○新たな公共施設の整備に際しては、緑化率の向上に努めています。
	・商店や工場の敷地内緑化	○大規模な小売店舗や工場については、それぞれの立地基準等に基づいた緑地の確保を誘導しています。
	・用途地域外開発に対する田園風景と調和した景観誘導	×開発行為については、技術基準に基づく緑地面積の確保を指導していますが、景観面での指導は行っていません。

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	・家庭での積極的な花づくりの推進	○市民や地域が主体となって緑化やガーデニング等に取り組んでいます。
	・段丘の樹林地の保全、斜面の緑化、坂の散歩道づくり	×河岸段丘の保全・活用に関する事業や整備は特に行っていませんが、坂の散歩道づくりにおいては、ふれあいロード整備事業により東忠坂や宇宙坂などの整備を行いました。
まちづくりの拠点	・公共公益施設の集中的整備	×特定の箇所・地域に集中するような配置・移転等は行っていません。
	・集会場やふれあいセンターの整備推進	○新潟県中越大震災による被害もあり、地区の公共公益施設改築・整備が進みました。
施設整備	・住民の声を十分に反映した公共公益施設の整備	○小千谷小学校改築など公共公益施設の整備では、設計段階において関係団体等から意見を聴取し、整備を行っています。
活動支援	・花いっぱい運動など地域のまちづくり活動の支援	△緑化推進に関する市独自の制度は設けていませんが、「緑の募金」制度を活用した緑化木の配布を行っています。

3. 都市づくりの主要課題

(1)小千谷市を取り巻く社会的潮流

①自然破壊や温暖化などの環境問題が地球規模で深刻化しています	
<p>[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムの形成 ・都市開発に伴う農地・山林の減少 ・モータリゼーションの進展に伴う自動車依存型の社会や都市構造の形成 ・地球温暖化や異常気象などの環境問題が地球規模で深刻化 	<p>[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信濃川や長岡東山山本山県立自然公園などの美しい自然環境に包まれています。 ・国道17号沿道で商業開発が行われたほか、幹線道路に近い郊外部では小規模な宅地開発も見られます。 ・JR上越線の利用者は、定期券利用者を中心に増加傾向にあります。 ・その他の公共交通機関では、路線バスのほか、コミュニティバスや乗合タクシーも運行されています。
②少子高齢化と人口減少が進行しています	
<p>[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化（経済的負担、子育ての不安、晩婚化・非婚化等）に伴う人口減少 総人口：平成22年は1億2,806万人 →50年後には8,674万人まで減少 ・都市部への人口集中、山間地域における過疎化・限界集落の増加 ・高齢化の進展：平成22年では23.0%→25年後は33.4%、50年後は39.9%と予測 ・郊外に拡散した都市構造では高齢者への対応が困難 	<p>[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年の人口は38,600人で減少傾向が続いており、特に、中心市街地や中山間地域において減少率が高くなっています。 ・国立社会保障人口問題研究所によると、概ね20年後（平成42年）の人口は30,190人にまで減少すると推計されています。 ・年少人口の割合は約13%で、概ね20年後には1割を下回ると推計されています。 ・高齢者の割合は約28%で、概ね20年後には約38%になると推計されています。
③美しい国土形成への転換期を迎えています	
<p>[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な国土開発による自然の減少、都市や地域の個性の喪失 ・周辺環境への配慮やデザイン性に欠けた社会資本整備、建築活動 ・グローバル社会の進展、余暇ニーズの多様化、地域間競争の激化 ・観光立国の推進、美しい国づくり政策大綱、景観緑三法の施行 	<p>[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信濃川や長岡東山山本山県立自然公園などの美しい自然環境に包まれています。 ・信濃川が造り出した河岸段丘は、小千谷らしさを象徴する景観要素となっています。 ・小千谷縮、錦鯉、へぎそばなどの特産品、牛の角突き、世界一の四尺玉花火など、本市ならではの観光資源が豊富にあります。

④安全・安心な社会づくりが急務となっています	
<p style="text-align: center;">[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外を問わず大規模な自然災害が発生、被害が甚大化する傾向 ・木造密集市街地における防火上の問題、新たな都市型災害の発生 ・都市の郊外化に伴う予期せぬ交通渋滞の発生や生活環境の悪化 ・高度経済成長期に大量に整備された社会資本が一斉に老朽化 ・高齢者被害犯罪の増加、災害時における要援護者の増加 ・都市化に伴う新たな水害の発生 	<p style="text-align: center;">[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未改修の茶郷川や表沢川では、大雨などに伴う浸水被害が生じています。 ・平成16年10月23日に発生した新潟県中越大地震では、市内各所において甚大な被害が生じました。 ・県内でも屈指の豪雪地帯であり、1年の約4カ月は雪に覆われています。 ・高齢者や身体障がい者が増加しており、特に災害発生時における要援護者への迅速な対応が必要となっています。
⑤自立・持続できる都市づくりが必要です	
<p style="text-align: center;">[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持費を含めた社会総コストの増大→財政破綻した自治体も ・グローバル化、IT化などにより、産業が生産や販売の場所を選ばない ・日常生活圏や経済活動の広域化 ・市場主導型の都市開発による都市の郊外化、中心市街地の衰退 ・「選択と集中」の時代へ→コンパクトシティの形成、まちづくり三法の改正 	<p style="text-align: center;">[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の財政状況は、歳入・歳出ともに減少傾向にあります。 ・工業団地等において、グローバル化の影響もあり、一部企業の撤退等がありましたが、市内事業所の新たな工場建設や工場の拡張等もあり、今後の基幹産業の振興が期待されます。 ・幹線道路沿道において郊外型の店舗立地が進む一方で、既存の商店街では空き店舗・空き地が増えています。 ・特に中心市街地では、小千谷総合病院の移転に伴う一層の活力低下が懸念されます。
⑥まちづくりへの市民参画、市民本位のまちづくりが不可欠です	
<p style="text-align: center;">[社会環境の変化・社会的潮流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の歴史や文化の喪失、地域コミュニティの崩壊 ・大規模商業開発や高層マンション建設に伴う住民紛争などの問題の顕在化 ・行財政の悪化、維持管理費の増大→ハード事業からソフト事業への転換 ・地域の問題は地域で考えて解決する時代へ ・都市計画法等における市民提案制度の創設 ・エリアマネジメント、新たな公の重要性 	<p style="text-align: center;">[小千谷市における状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地（本町、東栄、平成）では、商店街や地域住民との協働により、清掃活動やプランターの設置が行われています。 ・生活道路や公園、河川、農業用水等は、地域住民による清掃活動が行われています。 ・地域住民との協働による東小千谷地区の活性化に向けて、商店街振興組合が中心となって計画を立て、地域住民に向けたまちづくりに取り組んでいます。

(2)都市づくりの主要課題

主要課題1：人口減少社会に対応した効率的な都市づくりが必要です

- ・本格的な人口減少社会を迎える中で、本市の人口も減少傾向が続くことは確実であると推計されています。一方、道路や下水道等の維持管理費の増大、高齢化に伴う社会保障費等の増大などにより、都市の経営に影響を与えることが予想されます。このため、拡大成長型の都市づくりから、今ある資源を有効に活用し、さらには都市規模の適正化に努めながら、「質」を高める都市づくりへと転換を図ることが必要です。
- ・また、今後の超高齢社会や地球温暖化などの環境問題に適切に対応するためには、過度に自動車に依存しない都市構造や土地利用の形成、ライフスタイルの転換が必要です。
- ・一方で、都市としての機能や活力を維持するためには明確な「核」が必要であり、「選択と集中」の考え方に基づいて重点的・効果的な都市づくりを進めることが必要です。
- ・田舎暮らし体験や地域での研修制度などを通じて農山村地域の定住を図っていくことが必要となっています。

主要課題2：安全で快適に暮らせる都市づくりが必要です

- ・人口減少の抑制と定住の促進を図るためには、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりや創業・企業立地を促進するとともに、安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- ・特に、今後の超高齢社会にあっては、都市機能の集約化に努めるとともに、歩いて暮らすことのできる都市環境づくり、日常的な暮らしを支える移動性の確保が必要です。
- ・さらに、新潟県中越大震災や東日本大震災などを教訓として、防災に関する市民の意識が高まっており、ハード面からの防災対策だけでなく、地域コミュニティを活かしたソフト対策を推進するなど、総合的な防災まちづくりを進めることが必要です。
- ・一方、都市の魅力や個性を高めるためには、「景観」は重要な要素の一つです。山本山や信濃川、河岸段丘などの本市固有の自然景観を保全・活用するとともに、これらと調和する景観の誘導、都市の「顔」としての良好な景観の形成が必要となっています。

主要課題3：市民・団体・事業者との協働によるまちづくりが必要です

- ・今後も財政の硬直化が予想される中で、地域の個性を活かした質の高い都市づくりを進めるため、また、地域住民のニーズに応じたきめ細かな都市づくりを進めるためには、まちづくりへの市民の参画、市民主体によるまちづくりが不可欠となっています。
- ・特に、道路や公園、公民館などの身近な公共空間や公共施設を適切に維持管理していくためには、地域住民の協力が不可欠であるとともに、市民が誇りをもてる美しい都市を創造するため、市民・団体・事業者の主体的な取り組みが必要です。
- ・また、長年にわたって培われてきた地域固有の歴史や文化を未来へ継承するためには、次代のまちづくりを担う人材の育成が必要となっています。
- ・市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民の意識と理解を深めるとともに、協働の仕組みを確立しながら様々な参画の場や機会を用意することが必要です。

第3章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念

- ・本市は、関越自動車道や国道17号、国道117号、JR上越線などの広域交通網をはじめとする恵まれた立地環境、長岡東山山本山県立自然公園や信濃川などの優れた自然環境のもと、工業や商業機能の充実による雇用機会の創出、文化・スポーツ・福祉機能の充実などを行ってきました。
- ・しかし、グローバル社会の進展や長引く景気の低迷や行財政の硬直化などにより、活力の低下が懸念されます。
- ・また、急速に進展する少子化・高齢化に伴い、中心市街地の空洞化や地域コミュニティの衰退などの問題が深刻となっているとともに、新潟県中越大震災や東日本大震災による大きな被害・原子力発電所の事故を教訓として、安全・安心に対する市民の意識やニーズが高まっています。
- ・これからの都市づくりにおいては、少子化・高齢化、地球環境問題、安全・安心などの様々な社会的課題に対応するとともに、まちづくりに関する市民意識の高まりに応えることが求められています。
- ・また、都市圏や生活圏が拡大し、都市間競争が激しくなる状況にあって、小千谷という個性を失わないためには、今ある資源、小千谷にしかないものを有効に活用し、さらに魅力あるものへと磨きをかけていく必要があります。
- ・本市には、先人たちが長い年月をかけて守り・育んできた美しい自然や歴史、伝統の技や文化、産業都市としての創造力、震災による大被害を乗り越えてきた市民力があります。
- ・それらを今後の都市づくりに活かすため、本計画では、次の2つを基本理念に掲げます。

◎ふるさとの原風景を守りながら、誇りと愛着をもち、誰もが安全で快適に暮らすことができる都市づくりを目指します

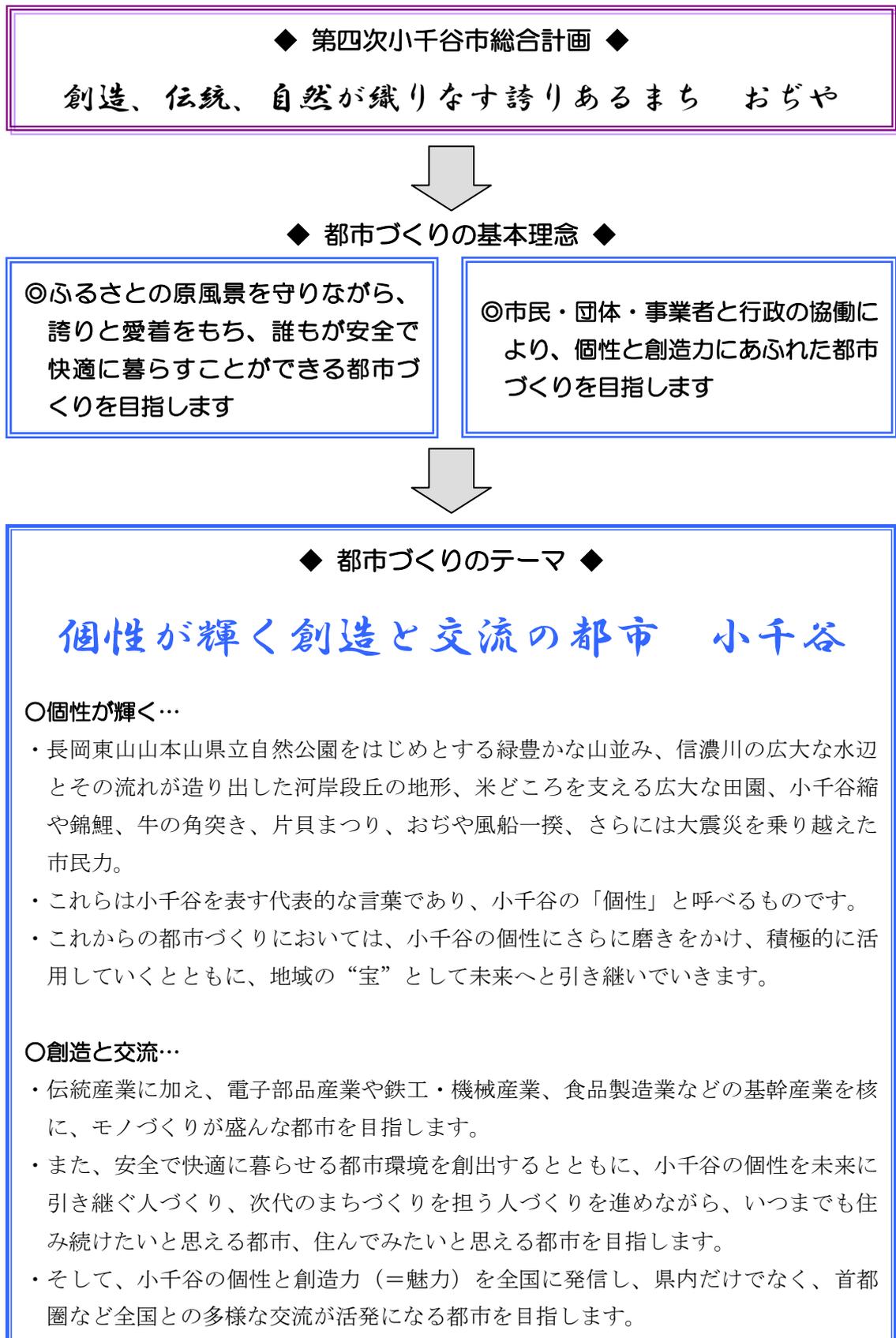


◎市民・団体・事業者と行政の協働により、個性と創造力にあふれた都市づくりを目指します



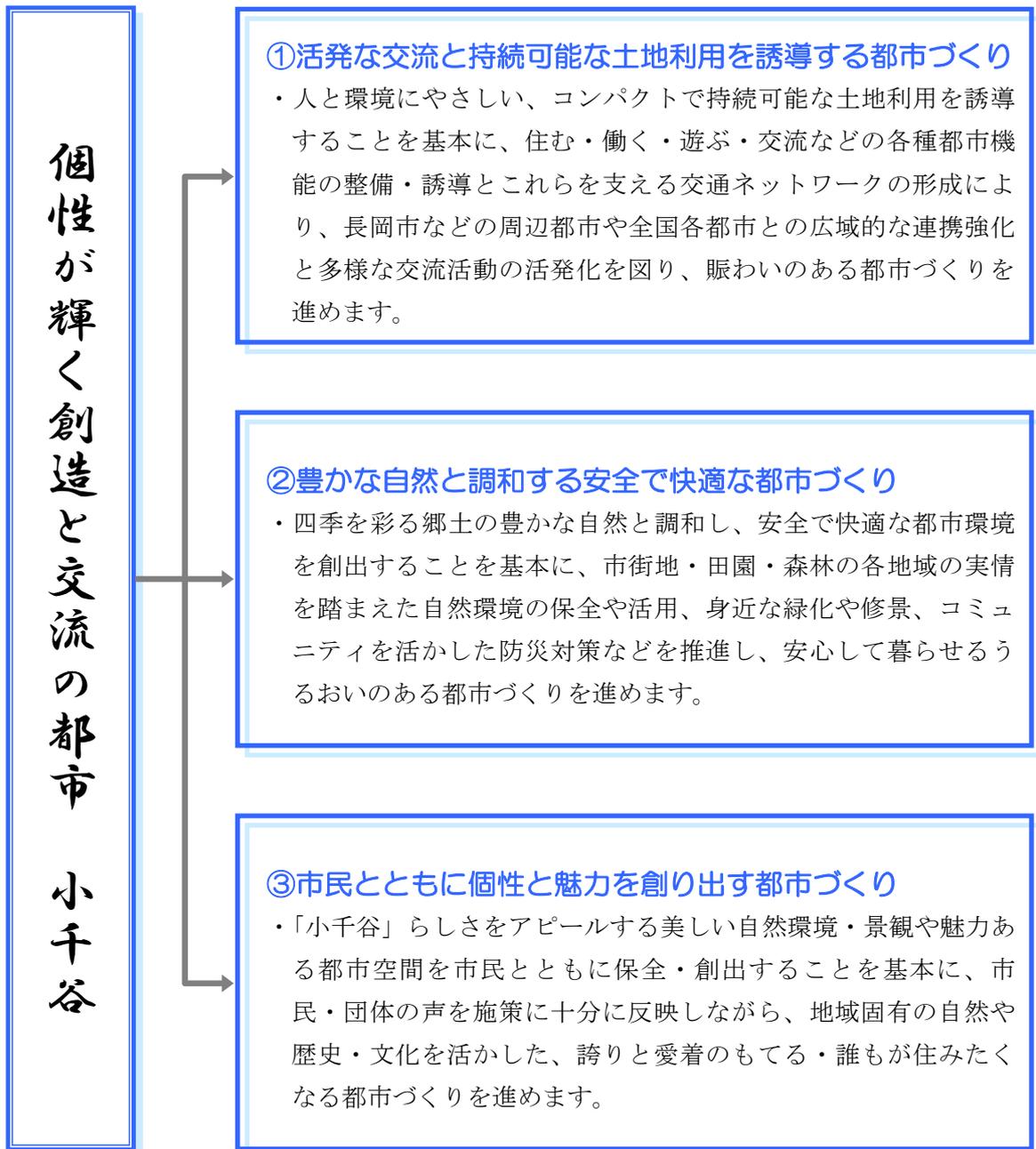
(2)都市づくりのテーマ

- ・都市づくりの基本理念を受けて、第四次小千谷市総合計画が目指す都市像「創造、伝統、自然が織りなす誇りあるまち おぢや」を実現するための都市計画・都市づくり分野のマスタープランとして、都市づくりのテーマを以下のように設定します。



(3)都市づくりの目標

- ・都市づくりの基本理念やテーマを実現し、安全で快適に暮らせる都市環境と自立可能な地域力のある都市を形成するため、以下の3つを都市づくりの目標（柱）として掲げます。

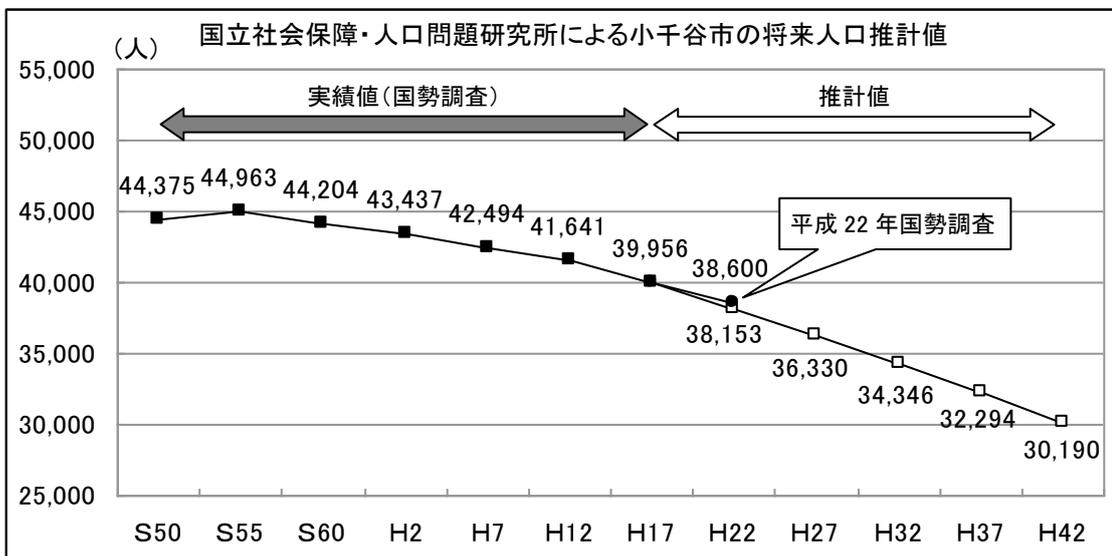


2. 人口フレーム

- ・「人口フレーム」は、将来における都市規模の設定や都市施設の整備目標量の算出根拠などとして重要な事項です。
- ・設定値が大きすぎれば、その受け皿となる都市整備の目標量が過大となり、公共投資の効率性や投資効果が損なわれるとともに、その後の維持管理費も増大します。設定値が小さすぎれば、市民の暮らしを支える生活基盤の不足やサービスの低下につながります。

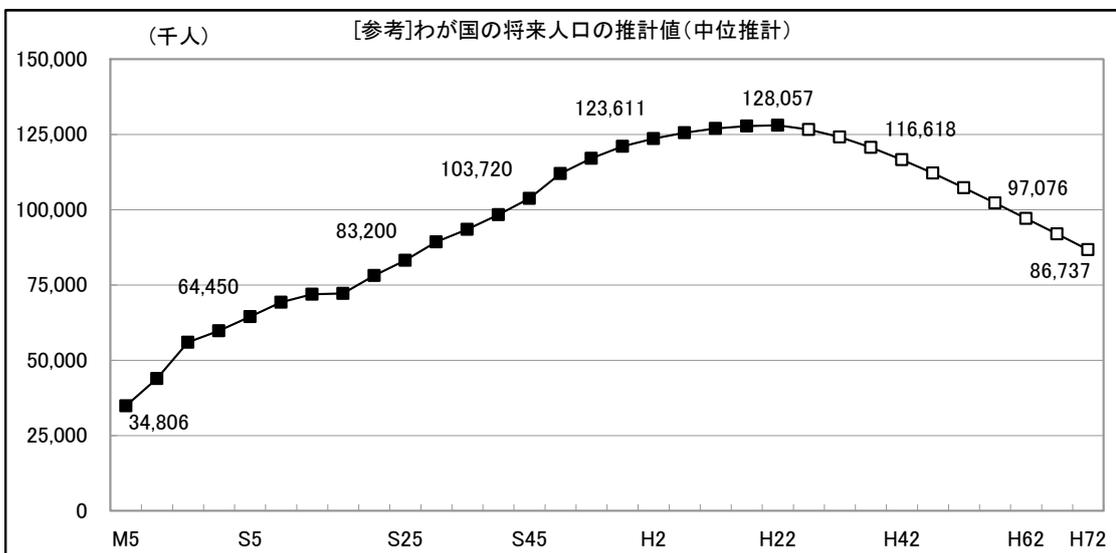
①将来人口の推計

- ・平成 17 年の国勢調査を基準に国立社会保障・人口問題研究所が平成 20 年 12 月に発表した市町村別の将来推計人口によると、本市の人口は、概ね 10 年後の平成 32 年に 34,346 人、概ね 20 年後の平成 42 年には 30,190 人にまで減少する結果となります。



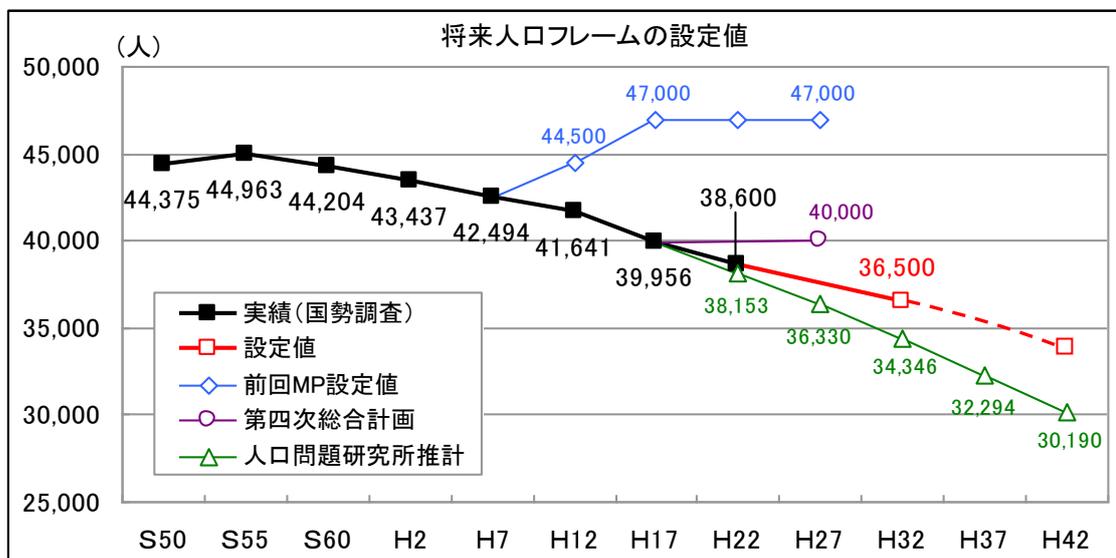
[参考]わが国の将来人口の推計

- ・平成 22 年の国勢調査を基準に国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 1 月に行った推計によると、わが国の総人口は長期の減少過程に入り、平成 60 年（2048 年）に 1 億人を下回り、平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人にまで減少する結果となります。



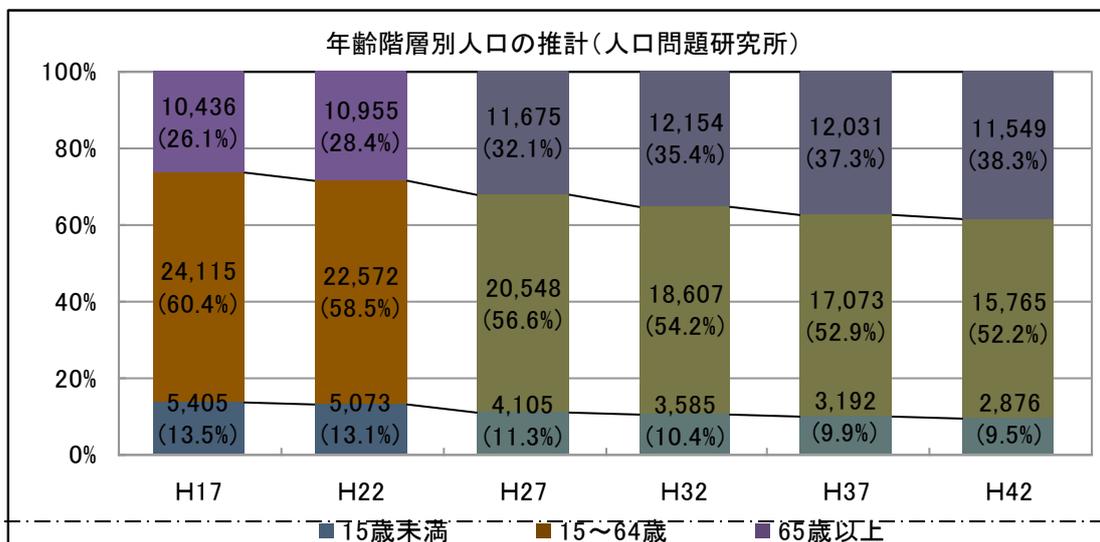
②将来人口フレーム

- ・人口の減少は、都市活力の低下や産業の衰退だけでなく、農地や山林が有する美しい自然景観の荒廃、長年にわたり培われてきた独自の歴史・伝統・生活文化・地域産業の担い手不足、地域コミュニティの衰退などを招きます。
- ・このため、安全に住み続けられる環境づくり、定住とU J I ターンの推進、雇用の場の確保、子どもを産み・育てやすい環境づくりなどを進め、人口減少を抑制するとともに、観光や田舎暮らし体験などの交流人口の拡大に取り組んでいく必要があります。
- ・そこで、本計画の中間年次（平成 32 年）における目標人口を 36,500 人と設定し、目標達成に向けて総合的な視点で取り組んでいきます。
- ・ただし、本格的な人口減少社会を迎える中で、長期的な人口減少は避けられないものと考えられ、コンパクトで持続可能な都市づくりがこれまで以上に必要です。



(参考) 年齢階層別人口の予測

- ・将来推計人口の内訳を年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口の割合が10%を下回る一方、65歳以上の老年人口の割合が38.3%を占める結果となります。
- ・このため、医療や福祉対策だけでなく、高齢者に対する移動手段の確保、自然環境の面から自動車に過度に依存せずに暮らせる環境づくりなど、高齢者と自然環境に配慮した都市づくりが必要です。



3. 将来都市像

都市内外の交流と連携を深め、自然との共生を図りながら個性と魅力を創出する都市づくりを目指し、都市拠点の適正な配置と多様な交流を促進する都市の軸づくりを進めるとともに、片貝・西部・東部・南部地域の特性を活かした地域づくりに取り組みます。

①個性ある地域づくり

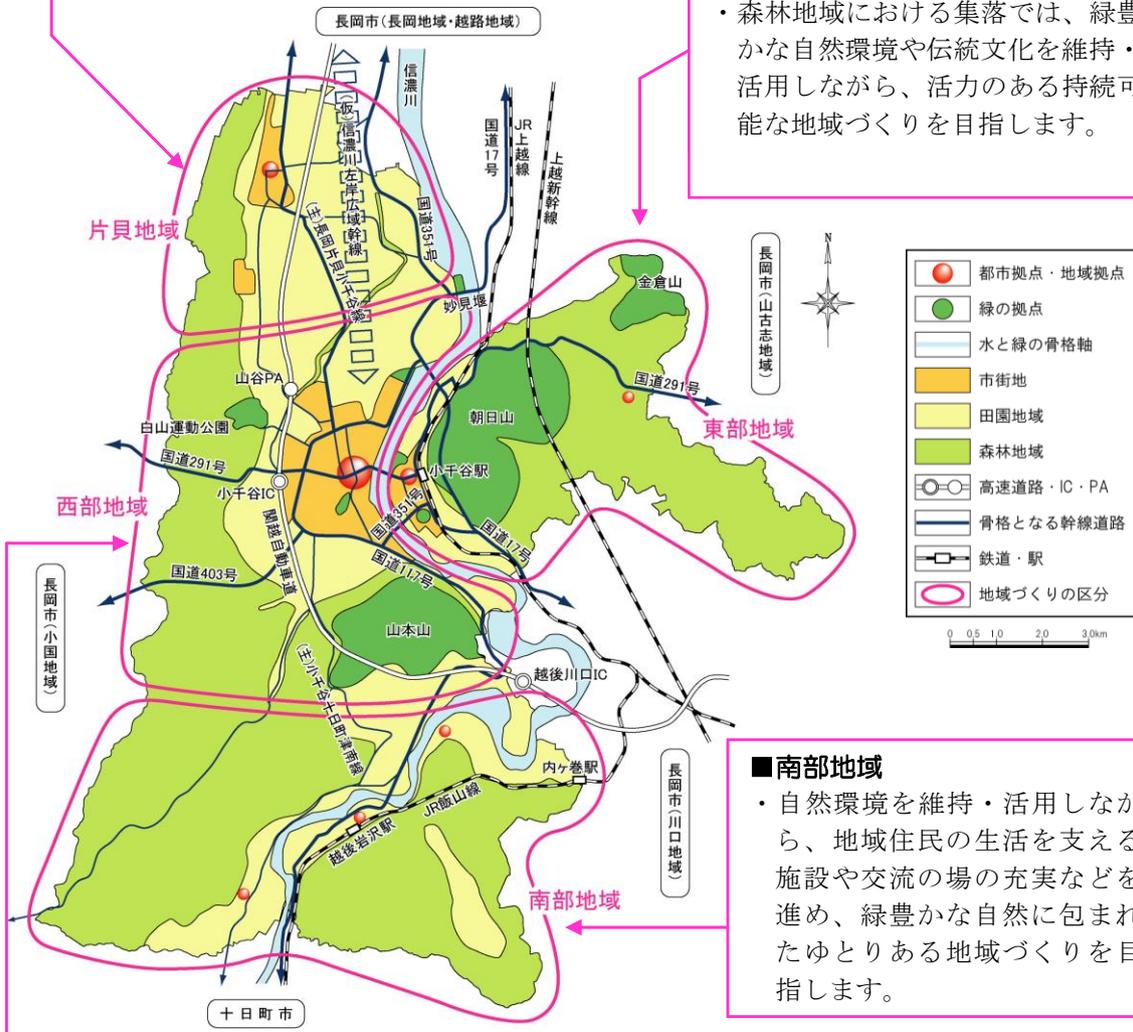
■片貝地域

- ・長岡市に近接する利便性の高さを活かして、住宅地や立地企業を中心に、職・住が近接する快適な市街地環境を形成します。
- ・丘陵地や集落地では、豊かな自然景観や伝統文化を守りつつ、これらを活かした個性ある地域づくりを目指します。

◆ 将来都市像図 ◆ (小千谷市全域)

■東部地域

- ・市街地では、地域住民の生活を支える拠点づくりと安全で快適に暮らすことのできる都市環境づくりを進めます。
- ・森林地域における集落では、緑豊かな自然環境や伝統文化を維持・活用しながら、活力のある持続可能な地域づくりを目指します。



■西部地域

- ・既存の都市機能や地域資源の集積を最大限に活用しながら、都市の『顔』となる拠点づくりを進めるとともに、適正な土地利用の規制・誘導によりコンパクトな市街地を形成します。
- ・市街地を取り囲む田園・森林地域では、山本山や河岸段丘などの自然環境・景観と共生する地域づくりを進めるとともに、良好な環境を活かした体験・交流や農山村居住などを推進します。

■南部地域

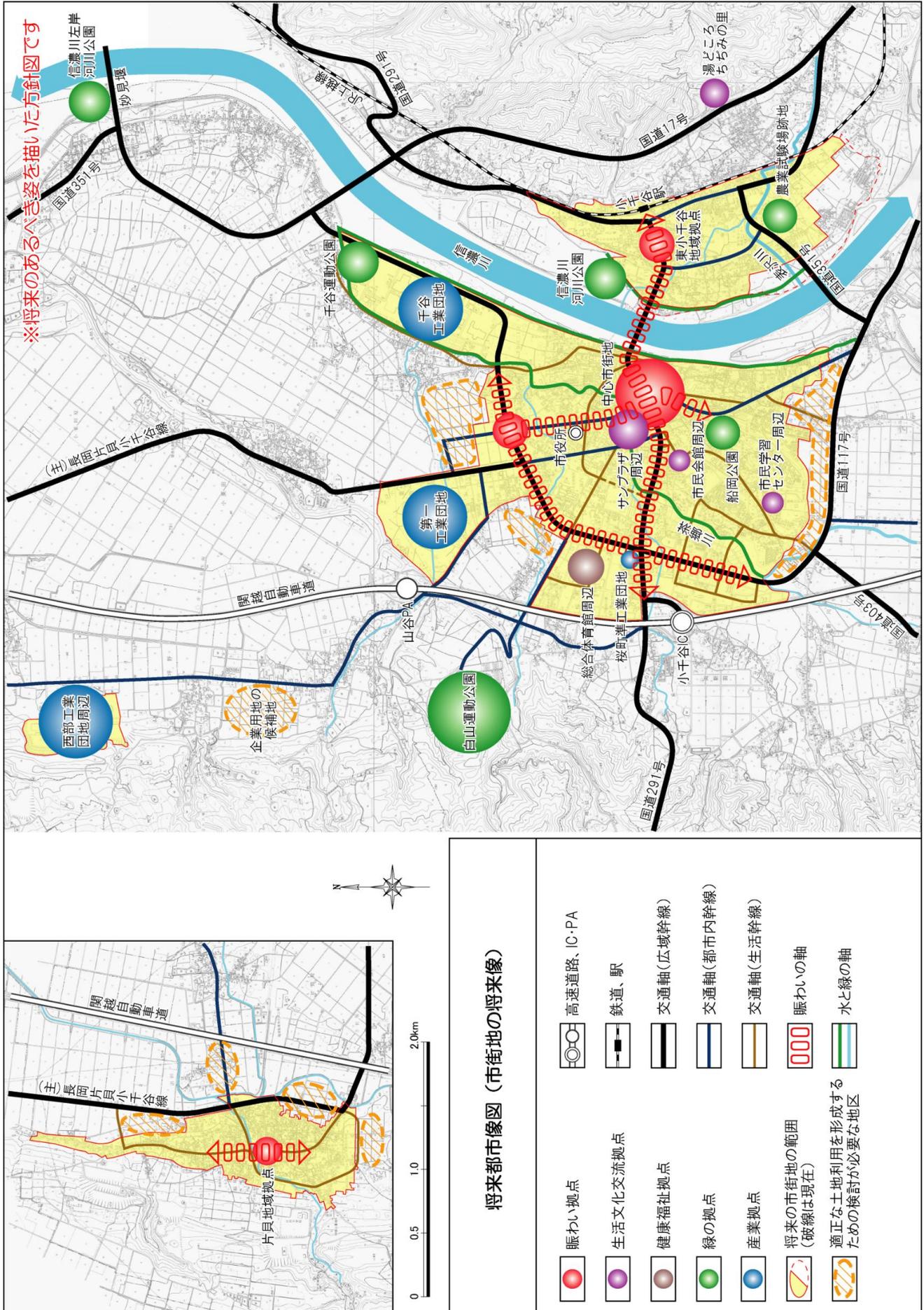
- ・自然環境を維持・活用しながら、地域住民の生活を支える施設や交流の場の充実などを進め、緑豊かな自然に包まれたゆとりある地域づくりを目指します。

②魅力ある都市の拠点づくり

賑わい 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・本町周辺は、商業・業務機能の強化を図るとともに、小千谷総合病院跡地を有効活用し、本市の中心市街地にふさわしい賑わいのある拠点づくりを進めます。 ・東小千谷市街地や片貝市街地の既存商業地では、地域住民に対する日常生活サービスを提供する商業地づくりを進めます。
生活文化 交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプラザ周辺は、本市固有の伝統産業や歴史文化、茶郷川の水辺を活かしながら、都市の顔として市民が誇りをもてる拠点づくりを進めます。 ・湯どころちぢみの里では、本市の魅力をPRするとともに、広域的な自動車交通を市内へ誘導するような仕掛けづくりを進めます。 ・市民会館周辺及び市民学習センター周辺は、文化活動の中心となる場として機能の充実を図り、本市の文化をアピールします。
健康福祉 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館周辺では、市民の健康増進と地域福祉の向上に向けた拠点形成を図ります。
医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷総合病院と魚沼病院の統合病院の建設予定地を医療拠点に位置づけ、周辺土地利用との調和に配慮しつつ、医療拠点にふさわしい立地環境を形成し、アクセスがしやすい環境整備を図ります。
緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・山本山一帯では、自然に親しめる観光、学習やレクリエーションの場などとしての活用を図ります。 ・白山運動公園や信濃川河川公園などにおいては、スポーツ・レクリエーションの場として活用を図ります。 ・市街地では、既存公園の充実や適切な維持管理を図ります。 ・農業試験場跡地を活用し、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の工業団地は、本市の活力を創造する産業拠点として、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備や新たな企業立地を促進します。 ・さらなる産業の振興と既存の市街地環境の改善を図るため、土地利用条件や交通条件などを踏まえながら、新たな企業用地の整備を検討します。

③多様性のある都市の軸づくり

交通軸	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺都市や市内各地域を結ぶ広域道路を整備・充実するとともに、市街地では放射環状型の道路網を形成し、鉄道やバス交通とも連携しながら、総合的な交通ネットワークづくりを進めます。
賑わいの 軸	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷駅と小千谷 IC を結ぶ導線を、商店街などと連携してまちなみ景観の演出を図り、潤いのある、人に優しく魅力的な空間づくりを進めます。 ・国道 117 号沿いや片貝市街地の外縁部などでは、沿道土地利用の適切な誘導に努めながら、賑わいや楽しさが感じられる空間づくりを進めます。
水と緑 の軸	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川、茶郷川などの河川を活用した公園や親水空間・散策空間の整備を図り、回遊性のある水と緑の軸づくりを進めます。



第4章 都市づくりの方針

1. 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり

(土地利用方針、交通体系整備方針、市街地整備方針、交流拠点整備方針)

(1) 基本方針

人と環境にやさしい、コンパクトで秩序ある土地利用を誘導することを基本に、住む・働く・遊ぶ・交流するなどの各種都市機能の整備・誘導とこれらを支える交通ネットワークの形成を図り、賑わいのある都市づくりを進めます。

(2) 都市整備の方針

① 土地利用方針

美しい自然環境の保全を図りつつ、都市としての活力の維持・向上や安心して快適に暮らせる都市づくりを進めるため、適正な土地利用の規制・誘導と都市環境の整備・改善に努めます。

[居住ゾーン]

- ・今後一層の進展が予想される高齢化や地震、豪雨などの災害に対する安全意識の高まり、地球規模で深刻化する環境問題などに対応するため、コンパクトに形成されている現在の市街地を中心として、歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境の形成を目指します。
- ・小千谷西部土地地区画整理地区など居住基盤が整備された地区をはじめ、市街地内の住居系用途地域未利用地への宅地化を促進するとともに、まちづくりやまちなみ形成に関する地域のルールづくりを検討しながら、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・工業・流通業務としての拠点形成が計画されていた桜町土地地区画整理地区は、西小千谷環状線（国道 117 号）や小千谷 I C、総合体育館、サンラックおぢやなどに隣接する利便性の高さから住宅地としての土地利用が進展しており、工業地からの転換を図り、居住環境の維持と宅地化の促進に努めます。
- ・片貝市街地の(主)長岡片貝小千谷線沿道では、片貝地域からの人口流出の抑制と地域コミュニティの維持・増進を図るため、新たな住宅市街地の形成に努めます。
- ・東小千谷市街地では、既存の市街地環境の維持・改善を図りつつ、東小千谷土地地区画整理事業の廃止に合わせて用途地域を一部変更・除外します。また、用途地域除外後における無秩序な開発の抑制や生活環境の向上に向けたまちづくりのあり方について、地域住民の意識高揚を図りながら検討していきます。

[商業ゾーン]

- ・本町一帯の中心市街地は、高齢者などの生活環境にやさしく、歩いて暮らせるまちを形成する観点からも重要な場所であり、商店街と連携しながら店舗の魅力向上や空き店舗対策などを検討し、活性化を図ります。
- ・特に、小千谷総合病院の統合移転に伴う跡地については、地域の活性化を図るための有効活用のあり方を検討します。
- ・また、居住環境の充実や楽しみながら歩ける歩行者空間の整備、まちなみの緑化・修景を図るとともに、サンプラザなどの交流機能や信濃川・茶郷川の水辺を活かしながら、買い物だけでなく、訪れることが楽しくなるような「都市の顔」づくりを進めます。
- ・東小千谷市街地や片貝市街地における既存商業地は、身近な買い物だけでなく地域コミュニティの中心としても重要な役割を担っており、市街地環境の整備・改善を検討しながら、地域生活の拠点となる近隣商業地の形成を図ります。

[沿道サービスゾーン]

- ・本市の広域的な幹線道路であり、小千谷市街地の外郭を構成する国道 117 号の沿道では、中心市街地との機能分担に配慮しつつ適正な土地利用の誘導を図り、自動車利用による利便性を高めます。

[工業ゾーン]

- ・千谷、第一及び西部の各工業団地をはじめとする既存の工業地では、周辺環境との調和に配慮しながら今後とも工業地としての環境の維持や機能充実に努めます。
- ・また、関越自動車道長岡南越路スマートインターチェンジの開設による交通アクセスの向上を活かし、さらなる産業振興を図るため新たな企業用地の整備を検討します。
- ・田園地域などにおける既存の工業集積地については、周辺の田園及び集落環境との調和に配慮しつつ、今後とも工業地としての維持・向上に努めます。

[市街地隣接地における適正な土地利用の誘導]

- ・国道 117 号や(主)長岡片貝小千谷線の沿道など、既存の市街地に隣接し交通利便性の高い地区においては、虫食いの宅地開発を抑制するとともに、将来的な宅地需要や事業計画等に基づきながら、適正かつ計画的な土地利用の形成を図ります。

[田園・集落ゾーン、森林ゾーン]

- ・市街地の周辺に広がる田園・集落ゾーンでは、優良な農地の保全を図るとともに、開発が行われる場合には、田園景観に調和するよう緑化措置など景観的配慮を誘導します。
- ・田園・集落ゾーンを取り囲む森林ゾーンでは、緑豊かな自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動、グリーンツーリズムの場などとしての活用を図ります。
- ・山本山の裾野に位置するおぢやクラインガルテンふれあいの里は、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力を発信し、農村地域の定住に繋がるような交流事業を展開していきます。

②交通体系整備方針

広域幹線道路を骨格として、放射・環状に幹線道路を配置し、交流や連携の基盤となる道路ネットワークを形成するとともに、主要な都市拠点などを結ぶバス網や歩行者空間のネットワークを形成し、総合的な交通体系の確立を図ります。

[道路ネットワーク（幹線道路）]

- ・長岡市をはじめ、周辺市との交流と連携を促進するため、国道17号、国道117号、国道291号、国道351号、国道403号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線など幹線道路網の未改良区間の早期整備を促進します。
- ・西小千谷、東小千谷、片貝の各市街地及びその周辺の農山村地域との連携強化を図るため、地域間を結ぶ路線の充実に努めます。
- ・市街地では、通過交通の流入を抑制しつつ、中心市街地へアクセスしやすい放射環状型の道路網の形成を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を段階的に推進します。
- ・また、医療拠点などの新たな土地利用の形成に際しては、周辺道路の整備状況や交通量などを勘案しながら、アクセスの安全性確保と円滑な交通の処理を図ります。

[道路ネットワーク（生活道路）]

- ・市街地内では、幹線道路網にアクセスしやすい生活道路網を形成し、消雪パイプや流雪溝の整備など冬期間でも快適に利用できる道路環境の整備に努め、地域住民の日常生活利便性の向上を図ります。
- ・このほか、農山村地域における道路網の維持管理・補修に努めるとともに、老朽化する橋梁の長寿命化を図ります。
- ・東小千谷市街地では、東小千谷土地区画整理事業の廃止に合わせて都市計画道路網の見直し（一部路線の廃止）を行います。

[公共交通ネットワーク（鉄道）]

- ・鉄道駅へのアクセス性の向上、通勤通学時間帯における増発を関係機関に要望するなど、鉄道の利便性を高め鉄道利用の促進に努めます。
- ・道路ネットワークとの結節拠点となる小千谷駅については、駐車場の充実に努めます。

[公共交通ネットワーク（バス）]

- ・既存のバス路線を維持するとともに、主要拠点や多くの市民が利用する公共公益施設を結ぶ循環バスの運行など、事業者とも連携しながらバスネットワークの強化に努めます。
- ・また、山間地域など公共交通の空白地帯では、コミュニティバスや乗合タクシーを配置し、高齢者などの移動制約者に対して日常的な移動手段の確保に努めます。

[歩行者・自転車ネットワーク]

- ・誰もが安全で安心して歩いて暮らせるまちを形成するため、歩行者・自転車空間の整備・充実に努めます。
- ・特に市街地では、主要拠点や日常生活の中心となる公共公益施設などへの安全な移動を

確保するため、電線類の地中化やバリアフリー化などに努めます。

- ・また、信濃川沿いをはじめとする水辺空間など本市固有の資源を活かしながら、楽しく散策することができる環境づくりを目指します。

③市街地整備方針

美しい自然環境と調和する持続可能な土地利用と良好な市街地環境の形成を図るため、今後の市街地整備にあたっては、環境や景観面への影響について特に配慮します。

また、厳しい財政状況にある中で、公共投資の重要性や整備効果を勘案しながら、「選択と集中」の考えに基づいて効果的な市街地整備に取り組みます。

[都市基盤の整備]

- ・人口減少や産業活動の停滞などに伴い行財政が逼迫する中で質の高い市街地環境を形成するため、民間活力の活用を検討します。
- ・国道 117 号の沿道などの交通利便性の高い地区においては、適正な土地利用形成を誘導します。
- ・新たな企業用地の整備に際しては、騒音や振動、排気・排水処理などの環境面のほか、周辺の道路網に与える交通負荷などにも配慮しながら適切な位置を選定するとともに、緑地協定などを活用しながら緑豊かな工業地の形成に努めます。
- ・街なみ環境整備事業が行われた日吉地区では、今後とも良好な住環境の維持に努めます。
- ・東小千谷土地区画整理事業については、周辺環境や社会経済情勢の変化などに伴い事業が廃止となった中で、地域住民に都市計画による建築制限などの負担がかかっていることから、都市計画（土地区画整理事業、用途地域、都市計画道路）の廃止・変更を行います。

[地域の実情に応じた道路網の整備]

- ・都市間の連携強化や円滑な交通の処理などを図るため、都市計画道路網の未整備区間の整備促進に努めます。
- ・東小千谷市街地では、地域の骨格的な生活道路・防災軸となる(都)東栄元中子線の整備を促進します。
- ・長期間にわたって整備未着手となっている都市計画道路については、「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」に基づく評価・検証を行い、見直しを検討します。
- ・病院統合により新たに形成される医療拠点については、アクセス道路整備の必要性を検討します。
- ・山間地域においては、災害に強い道路網の確保に努めるとともに、「1.5 車線の道路整備ガイドライン（新潟県）」などを参考に、地域の実情に応じた効率の良い道路整備に努めます。

④交流拠点整備方針

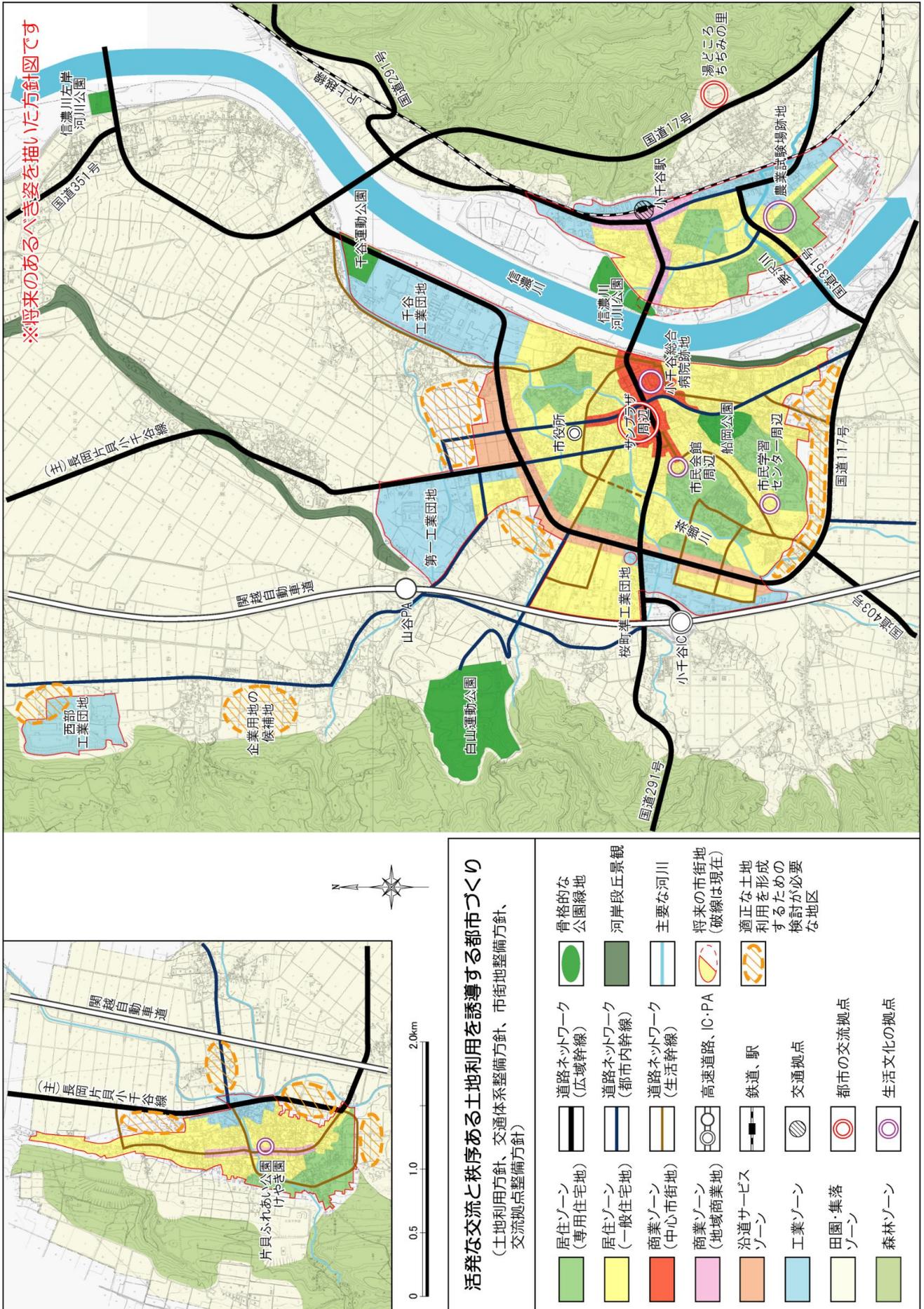
市民が気軽に集い都市内外の活発な交流が行える、賑わいのある都市づくりを進める拠点の形成を推進します。

[都市の交流拠点]

- ・ サンプラザ及び錦鯉の里周辺は、商店街との連携や茶郷川の水辺空間など一体となって、魅力ある歩行者空間や質の高い都市景観の創出、賑わいや交流の創出などを図り、都市の顔となるような魅力ある拠点づくりを進めます。
- ・ 湯どころちぢみの里では、豊かな自然や伝統文化など本市の魅力をPRするとともに、市内外の住民の交流の場として積極的な活用を進めます。
- ・ 本市の景観的シンボルでもある山本山では、優れた自然環境を活かした環境学習や自然体験、グリーンツーリズムなどの活動拠点づくりを進めるとともに、おぢやクラインガルテンふれあいの里については、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力をPRし利用促進を図ります。

[生活文化の拠点]

- ・ 農業試験場跡地は、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を図ります。
- ・ 市民会館周辺及び市民学習センター周辺は、市民の文化活動の拠点として、既存施設の機能充実を図ります。
- ・ 統合病院の建設にあたっては都市環境を形成するため、用途地域の指定を検討します。
- ・ また、これに伴う小千谷総合病院の跡地については、地域の活性化を図るための有効活用のあり方を検討します。
- ・ 片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤邸の歴史的環境を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。
- ・ このほか、多くの市民が利用する公共施設や公共性の高い施設などについても、地域住民の交流やコミュニティ活動の場、災害時における避難所など地域における重要な施設として、機能更新を図ります。



2. 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり

(公園緑地整備方針、環境保全方針、防災・防犯方針、福祉環境整備方針)

(1) 基本方針

四季を彩る郷土の豊かな自然と調和し、安全で快適な都市環境を創出することを基本に、市街地では身近な緑の創出や都市防災の強化に努め、田園地域や森林地域では水と緑を保全し、安心して暮らせるうるおいのある都市づくりを進めます。

(2) 都市整備の方針

① 公園緑地整備方針

豊かな自然にふれあえる緑の空間として、市街地では身近な公園緑地の整備に努めるとともに、森林地域では優れた自然環境の保全・活用を進めます。さらに、信濃川などの水辺を活かした水と緑の軸を骨格に、緑のネットワークを形成します。

[緑の拠点（都市公園等）]

- ・身近な遊び場や防災空間などとして、市街地を中心に都市公園等の計画的な配置やまちかどを利用したポケットパークなどの整備を図るとともに、農山村地域においても身近な広場空間の確保に努めます。
- ・船岡公園は、市街地のシンボルとして充実を図ります。
- ・白山運動公園をはじめとする運動公園は、市民の健康増進やスポーツ振興を図る拠点として整備水準の向上を図ります。総合体育館についても、隣接する市民プールと合わせて、屋内スポーツ施設の利用促進を図ります。
- ・農業試験場跡地は、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を図ります。
- ・片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤邸の歴史的価値を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。

[緑の拠点（自然系レクリエーション空間）]

- ・長岡東山山本山県立自然公園の良好な自然環境を保全しつつ、自然体験や自然学習、グリーンツーリズムなど、自然とふれあうことができる場としての活用を図ります。

[水と緑の軸（緑のネットワーク）]

- ・大河信濃川の河川空間を活用した公園や遊歩道により、水と緑のネットワークを形成します。
- ・茶郷川の早期改修や表沢川の整備促進と併せて、防災性や安全性に配慮した河川整備に努めるよう県に要望します。
- ・主要な公園緑地や都市拠点、公共公益施設などをネットワークする歩行者・自転車空間の整備を図り、バリアフリー化を促進するとともに、緑化や修景に取り組み、うるおいのある空間づくりに努めます。

②環境保全方針

良好な自然環境の保全を図るとともに、環境負荷の軽減や生態系の維持などに配慮し、豊かな自然と共生する安全で快適な都市づくり、自然にやさしい環境づくりを推進します。

[環境の保全]

- ・信濃川の河岸段丘は、本市の地形的・景観的特徴の一つとして、その環境保全に努めるとともに、市民の身近なウォーキングロードとしての利用や地域住民の散歩道として利用を促進し、市民の意識啓発に努めます。
- ・田園地域では、食糧生産の場としてだけでなく、ふるさとの原風景となる景観の形成、生態系の維持、雨水の貯水機能としての田んぼダムなど、農地が有する機能を再評価しながら、農地を適切に保全します。
- ・森林地域においても、大気の浄化や水源かん養、保健休養などの森林が有する多面的機能を維持・再生し、また、郷土の森としての自然景観を守るため、森林資源の適切な維持管理・保全に努めます。
- ・また、河川や田園、森林へのごみ捨てや不法投棄に対する対策を行うとともに、地域住民との協働のもとに美化活動を推進します。
- ・工業団地などの一団の工業地においては、周辺の居住環境に対する騒音などの公害の軽減や田園・森林環境の保全を図るため、積極的な緑化を誘導します。

[環境負荷の軽減]

- ・ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、衛生センター清流園や時水清掃工場、クリーンスポット大原（最終処分場・リサイクルプラザ）の適正な維持管理、効率化を図ります。
- ・コンパクトで環境負荷の小さい持続可能な都市づくりを目指すため、都市機能の郊外部への拡散の抑制に努めるとともに、自動車利用を中心とした生活スタイルから、可能なかぎり徒歩や自転車あるいは、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用した生活スタイルへの転換を促します。

[生態系への配慮]

- ・鳥や小動物、昆虫、魚などの生物の生息環境、植物の生育環境が確保されるよう、森林や田園、里地里山の保全を図り生態系に配慮した環境づくりを推進します。

[下水道の整備]

- ・公共下水道及び農業集落排水の整備は概ね完了しており、今後は管渠等の施設の適切な維持管理と清掃を計画的に実施します。
- ・公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

③防災・防犯方針

地震や火災、雪や雨などによる大規模な災害に備えるため、都市の防災機能の強化に努めるとともに、万が一の災害発生に備えた減災対策を推進し、災害に強い安全な都市づくりを進めます。

関係機関と地域住民が連携して、安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。

[地震・火災への備え]

- ・耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修を促進するとともに、避難所となる学校や公民館などの公共施設の防災機能の強化を図ります。
- ・防災空間として機能する公園・緑地の整備を進め、特に農業試験場跡地については、地域における防災拠点となる公園としての活用を図ります。
- ・木造家屋の密集地区における火災時の延焼を防止するため、不燃性の高い建築物への改修・改築を促進するとともに、空き地などを利用したオープンスペースの確保を図ります。
- ・災害時における円滑な救援活動と物資輸送等を図るため、幹線道路網の整備を推進します。
- ・山間地域においては、崖地等危険箇所の補強などにより交通遮断の防止に努めます。

[雨への備え]

- ・新潟県と連携し、表沢川や茶郷川の改修を促進するとともに、その他の河川についても、氾濫の危険性や周辺の土地利用状況などを考慮しながら、計画的な改修に努めます。
- ・集中豪雨やゲリラ豪雨など局所的な大雨が増加している中で、河川整備のみによって浸水に備えることは難しいことから、宅地開発時に貯水性をもった排水側溝の整備の推進や、貯水・保水機能を有する水田や森林の維持保全など、総合的な視点から治水対策を進めます。

[雪への備え]

- ・冬期間における円滑な交通を確保するため、消雪パイプや流雪溝の整備、除雪機械の充実などによる道路除雪体制を整備するとともに、「雪みち計画」に基づく歩道除雪の実施、電柱の移設など除雪に適した道路空間の確保に努めます。
- ・雪崩防止施設の設置、公園や河川敷及び空き地などの有効利用による雪処理場の確保、克雪住宅の普及、消融雪装置の整備などにより、雪国生活の改善に努めます。
- ・「おちや風船一揆」や「うきうきしゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」など、雪を活かした地域振興を図るとともに、雪冷房など雪をプラスの要素とした利活用について検討を進めます。

[防災体制の強化]

- ・ 防災用資機材の整備充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の育成・活動支援を行い、より実践的な防災訓練の実施、各家庭や事業所などにおける平常時からの避難経路の確認、地域における災害時要援護者支援体制の確立など、地域ぐるみの防災体制強化を図ります。
- ・ 災害発生時における防災FMラジオを使った迅速な広報や救援活動、円滑な物資の輸送、速やかな応急復旧対策などを進めるため、広域的な連携も視野に入れて、市区町村や防災関係機関との相互援助体制の確立に努めます。
- ・ また、新潟中越大震災の伝承と防災学習の拠点施設として整備したおぢや震災ミュージアムそなえ館を活用し、全国に向けた防災情報の発信に努めます。
- ・ 原子力災害に対する備えや防災対策のため、原子力災害対策に係る地域防災計画を策定します。

[防災意識の向上]

- ・ 土砂災害や洪水などに対するハザードマップを作成・配付し、被害予想区域や避難所、避難経路などに関する情報を提供するとともに、各地域における防災マップづくりなどを通じて周知し、防災意識を高めていきます。
- ・ また、学校教育や社会教育の場、広報活動などを通じて、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及、各家庭や事業所における防災用品の確保などを推進します。
- ・ さらに、自主防災組織などと連携し、防災訓練や防災学習会を実施するとともに、中越市民防災安全大学への入校を推奨するなど、防災リーダーの育成を推進します。

[犯罪の起こりにくい地域環境づくり]

- ・ 一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地を狙った犯罪などの発生を防止するためにも、多世代が一緒に暮らせる地域づくりを目指すとともに、平常時から身近な地域コミュニティの維持・充実に努めます。
- ・ 警察や関係機関と協力しながら防犯パトロールや子ども見守り隊などの地域活動を推進するなど、地域住民が中心となって取り組む安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・ 都市環境にあっては、子どもたちの通学路となる道路や公園などにおいて、視界の確保に努めるとともに、街路灯や防犯灯の充実などにより、夜間も安心して歩ける環境づくりに努めます。

④福祉環境整備方針

人口減少社会や超高齢社会に適正に対応し、高齢者や障がい者をはじめとして誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の形成に向けて、ふれあい・支えあう総合的な福祉社会づくりを進めます。

[健康福祉の拠点づくり]

- ・互いにふれあい・支えあう福祉社会づくりの拠点として、総合福祉センター(サンラックおぢや)の活用を努めます。
- ・各地域においては、住み慣れた地域で生活ができるよう、介護サービスやホームヘルプサービスなど生活者への支援を充実するとともに、各種計画に基づいた福祉施策を推進します。

[安心できる生活環境づくり]

- ・高齢者や障がい者などの移動制約者が日常的な生活サービスや行政サービスなどを平等に受けることができるよう、コンパクトな都市を形成し、都市機能の集約化を図るとともに、公共交通サービスの充実やバリアフリー化などを進めます。
- ・少子化対策を進めるため、小千谷市次世代育成支援計画に基づいて子育て支援センターや保育サービスの拡充、ファミリーサポートセンター事業の推進、ひとり親家庭への支援などを実施し、安心して子どもを産み・育てられる社会環境づくりに努めます。
- ・生活習慣病などを予防するため、健康診査や各種検診の実施・充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションや散策、憩い、癒しの空間など、市民の健康増進や子どもの健全な成長に寄与する公園緑地の整備・充実に努めます。

[支えあう福祉社会づくり]

- ・高齢者や障がい者が生きがいをもって暮らせる環境づくりや、市民一人ひとりが助けあう福祉社会づくりに向けて、福祉教育の推進や地域福祉推進体制の強化に努めます。
- ・長年にわたって培われてきた技術や知識を後世に伝えるとともに、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指すため、高齢者や障がい者の就労機会の創出に努めます。
- ・高齢者が孤立しないため、多世代交流やデイホーム・いきいきサロン・若返り健康教室等の各種福祉・健康事業を推進します。
- ・高齢者世帯の雪処理作業軽減化のため克雪住宅の普及促進をします。また、冬期間雪による日常生活の不便解消のため、通院や買い物に便利な市街地に高齢者向けの中高層集合住宅の整備を検討します。

3. 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり

(地区計画等活用方針、まちなみ景観整備方針、協働のまちづくり推進方針)

(1) 基本方針

「小千谷らしさ」を象徴する美しい自然環境や魅力ある都市空間を市民とともに保全・創出することを基本に、地域の自然や歴史・文化を活かした、誇りと愛着のもてる、誰もが住みたくなる都市づくりを、市民や団体などと協働で進めます。

(2) 都市整備の方針

①地区計画制度等活用方針

美しい自然環境と調和した快適でうるおいのある都市づくり、また、統一感のあるまちなみづくりを進めるため、まちづくりに関するルールを定めながら、良好な都市環境の形成に努めます。

- ・生活の質や暮らしやすさに対する住民の要求が高まっており、快適な都市環境づくりに向けた取り組みが重要となっています。
- ・このため、まちづくりに対する住民の意識高揚を図るとともに、地域まちづくりのルールを住民自らが考え、主体的に取り組んでいけるような環境や仕組みを整えます。
- ・特に、民間開発を含めた新たな住宅地の整備に際しては、地区計画や建築協定・緑地協定などの積極的な活用を図ります。
- ・また、東小千谷土地区画整理事業の廃止に伴い用途地域を除外する地域については、無秩序な開発の抑制や生活環境の向上に向けたまちづくりのあり方・ルールの必要性などについて、地域住民の意識高揚を図りながら検討していきます。

②まちなみ景観整備方針

自然や歴史などの地域資源をまちの魅力向上に活かすため、個性的で美しいまちなみ景観の整備を市民との協働で進めます。

[都市の顔づくり]

- ・中心市街地及びサンプラザ周辺では、商店街や地域住民との連携による賑わいや安らぎの創出、茶郷川を活かした親水・散策空間の創出などと合わせて、都市の顔にふさわしい魅力的で質の高いまちなみ景観の形成を図ります。まちづくりの面から機能面だけでなく、デザインの面からも十分な検討が必要です。
- ・小千谷駅から小千谷ICに至る路線を、花や緑による修景、ベンチや休憩スポットの整備など、楽しみながら歩ける空間づくりを進めます。

[うるおいのある沿道景観づくり]

- ・多くの市民や来訪者が行き交う幹線道路などでは、街路樹の整備や地域住民との協働による沿道の花植えなどを推進し、うるおいや安らぎのある道路景観の創出を図ります。
- ・また、沿道の建築物や屋外広告物の良好なデザインの誘導、敷地緑化の推進などを図り、

統一感のある沿道景観の形成に努めます。

[花や緑で彩られたまちづくり]

- ・ 公共施設の緑化を図るとともに、大規模店舗を含め多くの人が集まり・利用する施設についても、緑化を推進していきます。
- ・ 工業団地や大規模な工場など、周辺環境に与える影響が特に大きいものについても、敷地内の緑化を推進するとともに、特に用途地域外における開発に対しては、より豊富な緑化を促し、田園景観との調和を図ります。
- ・ また、信濃川の河岸段丘を活用し、わがまち特有の自然環境に対する愛着心の醸成を図るとともに、花や緑に親しめる空間作りに努めます。

③協働のまちづくり推進方針

行政主導から市民本位・協働のまちづくりへの発展を目指して、次代のまちづくりを担う人材の育成、多様な主体が能力を発揮できる場や機会の創出などを行い、市民がまちづくりに主体的に参画できる環境づくりに努めます。

[まちづくり活動の拠点づくり]

- ・ 地域が抱える問題を自らが解決する地域力の向上を図るとともに、このことを通じて地域まちづくりのリーダーの育成に努めます。

[市民参画機会の充実]

- ・ 市報やホームページなどを通じて、まちづくりに関する様々な情報の提供を行うとともに、セミナーや講演会、地域づくりのためのワークショップや勉強会などを開催し、市民のまちづくりへの参画を推進します。
- ・ 身近な公園や公共施設などの整備に際しては、市民のニーズを的確に把握するとともに、市民が愛着をもって利用し、また、主体的に維持管理を行うことができるよう、計画段階から市民参画を推進します。

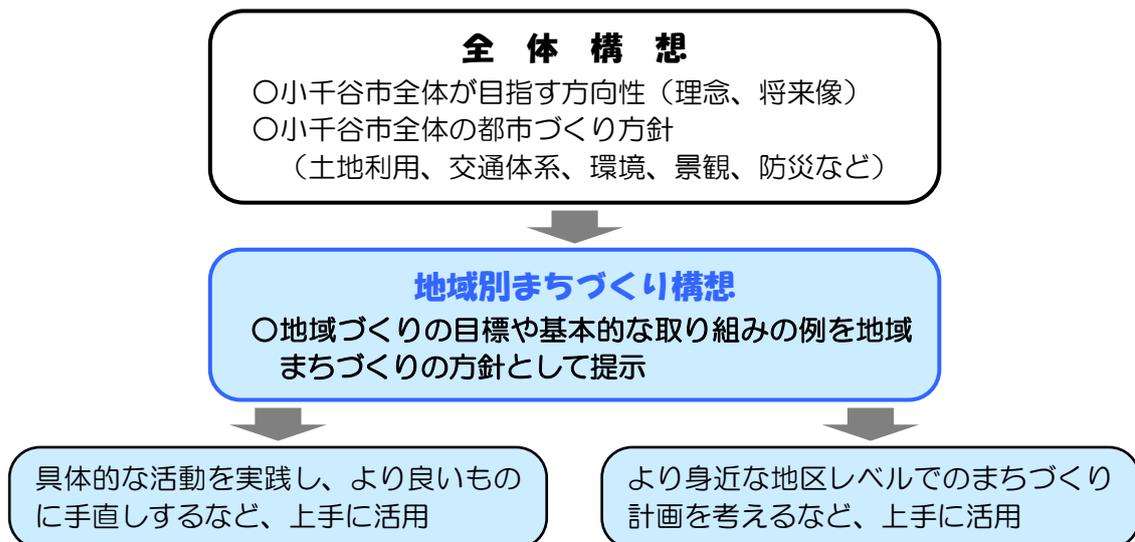
[まちづくり活動への支援]

- ・ 市民がこれまでに取り組んできた花いっぱい運動など、地域の個性や魅力を活かしたまちづくり活動に対する支援を検討し、地域コミュニティの維持や地域活性化の推進に努めます。
- ・ 市民と行政との協働による効果的なまちづくりを推進するため、総合的な市民参画の仕組みづくりの確立を進めます。

第5章 地域別まちづくり構想

1. 地域別まちづくり構想の位置づけ

- ・本計画が掲げる「個性が輝く創造と交流の都市 小千谷」の実現に向けては、都市全体としての統一性・整合性を図る取り組みだけでなく、各地域固有の資源や特徴を活かしたきめ細かな取り組みとの両輪で進めていくことが重要です。
- ・また、そのためには、地域のことをもっともよく知る住民のみなさんが、地域の身近なまちづくりについて自ら考え、主体的にまちづくり活動に取り組んでいくことが不可欠です。
- ・地域別まちづくり構想は、小千谷市全体が目指す目標や都市づくりの方向性（全体構想）を各地域に当てはめる中で、地域のみなさんが主体的に取り組んでいただきたいことなどをアイデアとして示したものです。
- ・今後、これを参考に地域のみなさんでさらに検討を重ねていただき、よりよい地域づくりを協働で進めていきたいと考えています。



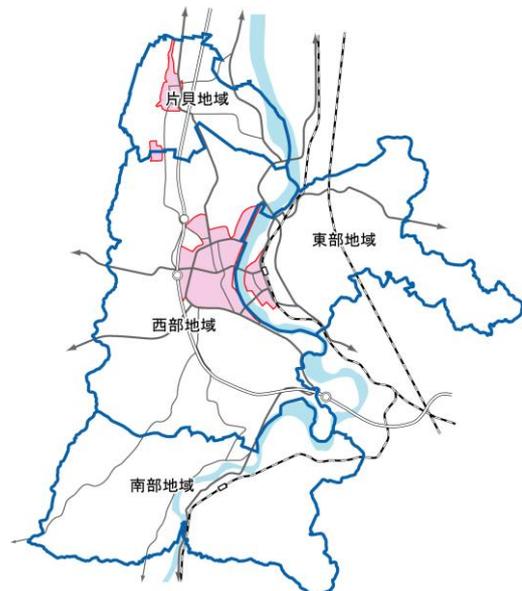
- ・本計画では、地形条件や地域的つながりなどを考慮し、大きく4つの地域に区分しています。

片貝地域	片貝地区
西部地域	西小千谷地区、城川地区、千田地区、 吉谷地区、山辺地区
東部地域	東小千谷地区、東山地区
南部地域	川井地区、岩沢地区、真人地区

※1：地区名称は、小千谷市統計書によるもの

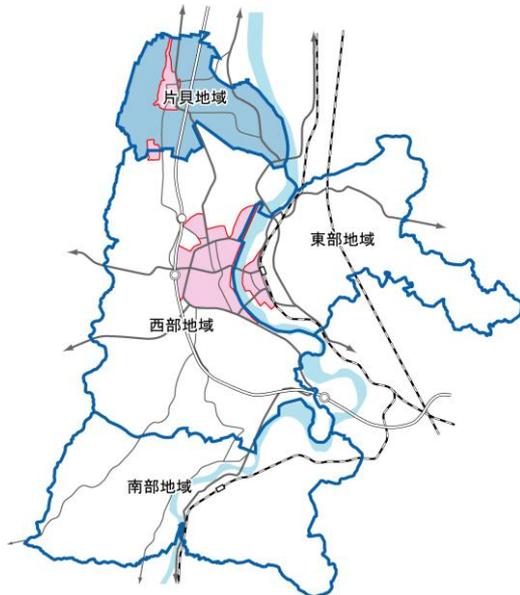
※2：片貝地区には、五辺・高梨地区を含む

※3：東小千谷地区には、旧横浦地区を含む

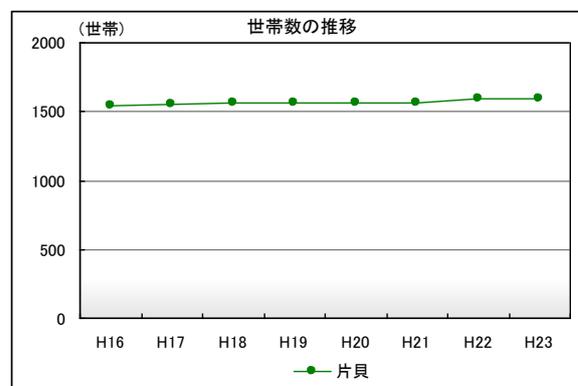
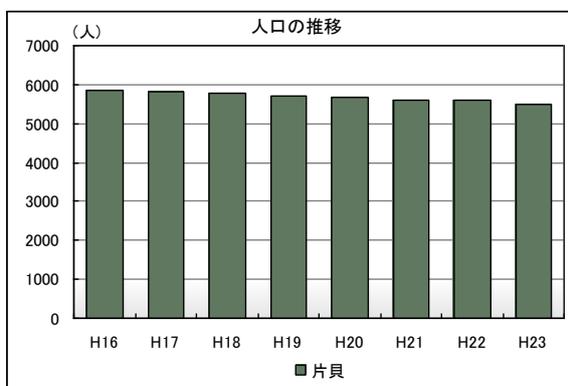


2. 片貝地域のまちづくり方針

(1) 片貝地域の現況 (片貝地区 (五辺・高梨を含む))



- ・片貝地域は、本市の北部に位置し、長岡市（越路地域）に接しています。
- ・地形は、西に丘陵地が連なり、東には信濃川が流れ、高梨町付近には河岸段丘の緑地が延びています。
- ・地域の中央には関越自動車道や(主)長岡片貝小千谷線が、東側には国道 351 号が縦貫し、地域の骨格道路網を形成しています。
- ・市街地は、(主)長岡片貝小千谷線に沿って南北に細長く形成されているほか、南側には西部工業団地が整備されています。
- ・平成 23 年の人口は 5,505 人、世帯数は 1,590 世帯で、人口は緩やかな減少傾向、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。
- ・信濃川の広大な河川敷（妙見堰）を利用した河川公園や佐藤邸跡を活用した片貝ふれあい公園けやき園が整備されているほか、世界一の四尺玉花火で有名な片貝まつりなどの文化資源があります。



(資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・西側の丘陵地 ・信濃川 ・須川 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝城跡 ・浅原神社 ・佐藤邸跡 (片貝ふれあい公園 けやき園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝総合センター ・片貝中学校 ・片貝小学校 ・和泉小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・国道 351 号 ・(主)長岡片貝小千谷線 ・(一)岩野塚山線 ・(一)三仏生片貝線 ・(一)山谷片貝線 ・信濃川左岸河川公園 ・片貝ふれあい公園 けやき園 ・五辺の水辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝まつり

(2)片貝地域の主なまちづくり課題

①地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は5,505人（平成23年）で、市全体の14.1%となっています。
- ・人口は減少傾向にあり、地域コミュニティの低下が懸念されます。
- ・このため、若者を中心とする人口流出の抑制と地域への定住を図ることが必要となっています。
- ・西部工業団地のほか、（一）岩野塚山線の沿道などの中小規模の工場集積地は、地域の活力を創出するとともに、雇用の場としても重要であり、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、産業活動の場としての環境を維持・向上することが必要となっています。

②都市基盤の計画的な整備が必要です

- ・市街地における生活基盤は昔ながらの生活道路が主となっており、狭隘な道路も多く、木造家屋の密集地も見られます。
- ・このため、火災時における延焼の危険性、地震時における家屋倒壊などに伴う避難路の封鎖、緊急車両の通行が困難などの問題が懸念されます。
- ・長岡市中心地との交通アクセスの強化と市街地内の通過交通の排除を図るため、（主）長岡片貝小千谷線バイパスの整備が進みましたが、都市計画道路（一之丁五之丁線、片貝環状線の未着手区間）の整備促進が必要となっています。

③地域資源の保全・活用が必要です

- ・西側に連なる丘陵地、魚沼産コシヒカリの生産地である広大な田園、河岸段丘の景観、信濃川の雄大な河川景観など、良好な自然環境が広がっており、今後とも保全していくことが必要です。
- ・併せて、ハイキングコースやまちを見渡すビューポイント、身近に水辺にふれあえる空間などとして五辺の水辺、信濃川左岸河川公園の活用を図ることが望まれます。
- ・このほか、佐藤邸跡を活用した片貝ふれあい公園けやき園のように、身近な地域資源を活かして魅力づくりを進めていくことが必要です。

(3)片貝地域のまちづくり方針

①地域づくりの目標

独自の歴史文化を育んできた片貝地域では、長岡市に隣接する利便性の高い地域として、住宅地を中心とする市街地環境を形成するとともに、丘陵地や集落地の緑豊かな自然環境を保全しつつ、地域資源を活かした個性ある地域づくりを目指します。

②地域づくりの方針

[快適な住環境づくり]

- 生活道路の改善などを進めながら、既存の市街地環境・集落環境の暮らしやすさや安全性を高めるとともに、新たな住宅地の確保により地域への定住促進を図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の拡幅整備等による居住環境の改善 地区計画や建築協定、緑地協定などの住民主体のルールづくり 屋敷林や地域林などのまちなかの緑の保存
------------------------------------	---

[地域の生活を支える拠点づくり]

- 自動車に過度に依存することなく暮らすことができる地域づくりを目指すため、既存商店街の活性化を図りながら、地域コミュニティの中心となる拠点づくりを図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 既存商店街の活性化（魅力ある商店街づくり、イベントの開催など） 都市計画道路の整備と合わせた歩ける環境づくり、沿道景観の整備
------------------------------------	---

[地域活力創造の場づくり]

- 西部工業団地の機能拡張を検討するとともに、田園環境との調和に配慮しつつ、既存の工場集積地における環境の維持や新たな企業立地を支援します。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 西部工業団地の機能拡張、新たな企業誘致 (主)長岡片貝小千谷線沿道における新たな企業用地確保等の支援 (一)岩野塚山線沿道の既存工場集積地の機能拡充、環境改善
------------------------------------	---

[都市基盤の整備]

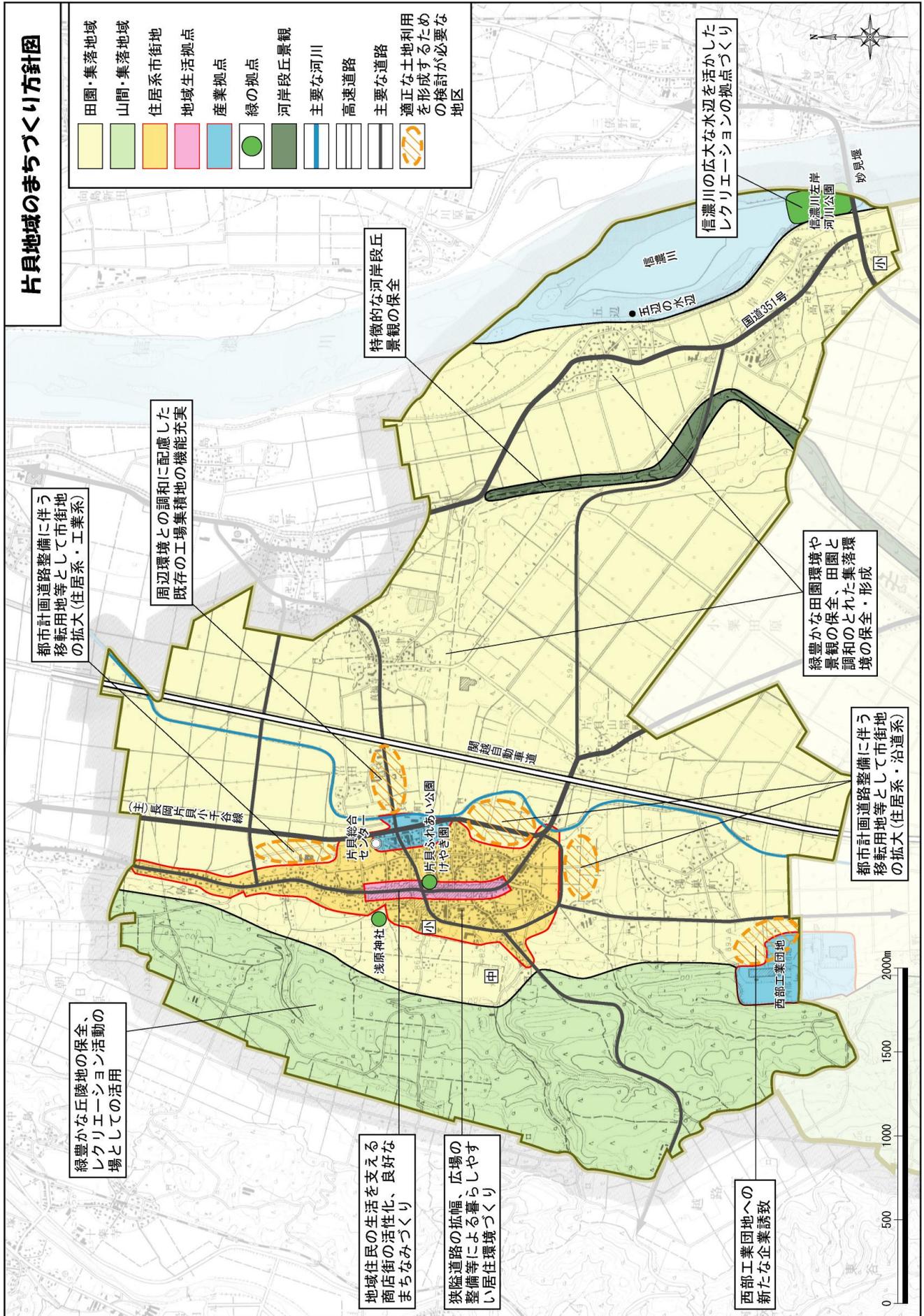
- 長期未着手となっている都市計画道路の整備を推進するとともに、特に市街地において身近な道路や公園の計画的な整備に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 未整備都市計画道路（一之丁五之丁線、片貝環状線の未着手区間）の整備 新たな住宅地整備などと併せた計画的な道路や公園整備 空き地などを利用した身近な広場空間の創出
------------------------------------	--

[地域資源の保全と活用]

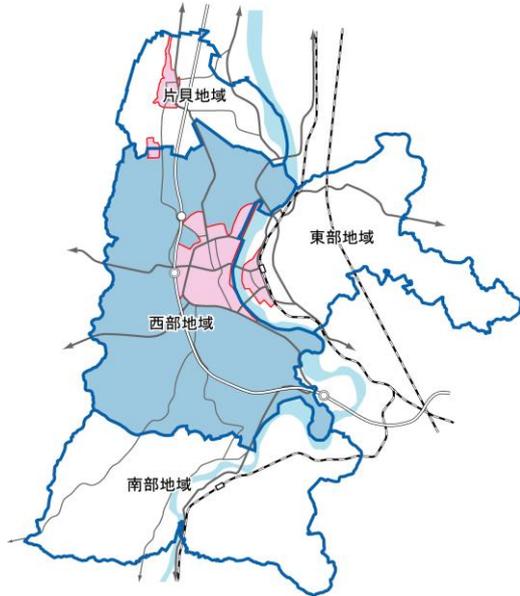
- 西部丘陵地や広大な田園、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場の整備に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地や農地の保全 片貝城跡を利用したキャンプ場、ビューポイント、ハイキングコース等の整備 片貝ふれあい公園けやき園などの個性的な公園づくり
------------------------------------	--

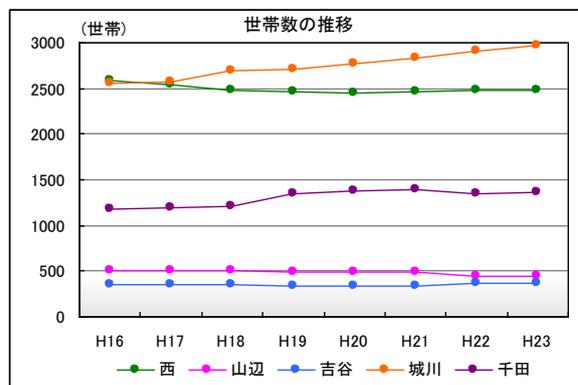
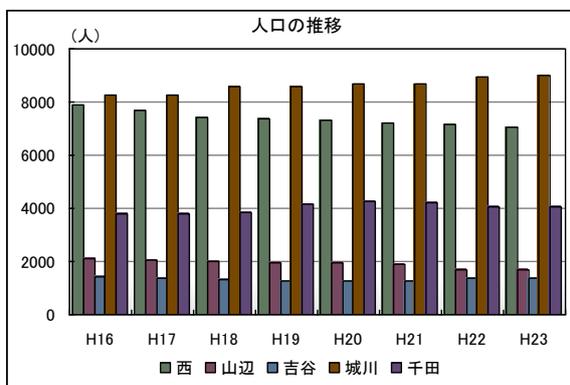


3. 西部地域のまちづくり方針

(1) 西部地域の現況 (西小千谷地区、城川地区、千田地区、吉谷地区、山辺地区)



- ・西部地域は、本市の中央、信濃川の左岸に位置し、西は長岡市（小国地域）に接しています。
- ・地形は、西に丘陵地が連なり、南部には山本山が広がっています。東には信濃川が流れ、小栗田原付近には河岸段丘緑地が延びています。
- ・地域の中央を関越自動車道が縦貫するほか、国道117号や国道291号、国道403号などを骨格として放射環状型の道路網が形成されています。
- ・市街地は、国道117号を外郭としてコンパクトに形成されており、市役所をはじめとして都市機能が集約しています。
- ・平成23年の人口は23,129人、世帯数は7,605世帯で、市人口の約6割が西部地域に居住しています。
- ・市街地では船岡公園や信濃川沿いの遊歩道、西部の丘陵地には白山運動公園が整備されているほか、南部には市のシンボルである山本山がそびえ、豊かな自然と360度見渡せる眺望が訪れる人々を魅了しています。



(資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共公益施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・長岡東山山本山 県立自然公園 ・船岡山 ・信濃川 ・茶郷川 ・郡殿の池 ・谷内池 ・ばば清水 	<ul style="list-style-type: none"> ・二荒神社 ・魚沼神社 ・慈眼寺 ・明石堂 ・時水城跡 ・西脇邸 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・サンプラザ・錦鯉の里 ・市民会館・図書館 ・総合体育館 ・サンラックおぢや ・山本市市民の家 ・小学×3、中学×2、小千谷西高校 (塩殿小は H25.4 に支援学校として開校予定) ・小千谷総合病院、魚沼病院、さくら病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道、小千谷IC ・国道117号、291号、403号 ・船岡公園 ・白山運動公園 ・小千谷市西山斎場 ・時水清掃工場 	<ul style="list-style-type: none"> ・おぢやクラインガルテン ふれあいの里 ・船岡公園まつり ・二荒さまのおまつり ・おぢやまつり ・おぢや風船一揆 ・ほんやら洞まつり ・西脇順三郎記念室 ・小千谷カントリークラブ

(2)西部地域の主なまちづくり課題

①中心市街地としての活力や魅力の向上が必要です

- ・地域の人口は23,129人（平成23年）で、市全体の59.2%を占めています。
- ・城川地区や千田地区において人口・世帯数が増加する傾向にある一方、中心市街地に位置する西小千谷地区では人口・世帯数ともに減少傾向にあり、空き家や空き店舗の増加など、中心市街地の衰退が進行しています。
- ・中心市街地には、商店街のほか、サンプラザや錦鯉の里などの文化・交流資源、茶郷川や船岡山などの自然資源、慈眼寺などの歴史資源が集約していますが、まちづくりに効果的に利用されていないのが実情です。
- ・本市の顔となる魅力的なまちづくりや歩いて暮らせる利便性の高いまちをつくるため、既存資源の有効活用が重要な課題となっています。特に、計画されている小千谷総合病院の統合移転に伴って更なる活力衰退が懸念され、跡地の有効活用が必要となっています。

②幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導が必要です

- ・国道17号や国道117号などの幹線道路の沿道において、郊外型の大規模店舗をはじめとする店舗や事業所等の立地が進んでいます。
- ・今後も交通利便性の高い幹線道路沿道における開発が予想され、中心市街地の一層の衰退を招くとともに、バイパス機能の低下、田園環境や景観の悪化なども懸念されることから、土地利用を適正にコントロールしていくことが必要です。

③市街地内の宅地化の促進、土地利用形成の適正化が必要です

- ・工業系用途地域に指定されている桜町土地区画整理地区（総合体育館周辺）では住宅地開発が進んでおり、土地利用計画（用途地域指定）と現況土地利用との間に不整合が生じています。
- ・一方、その他の市街地では宅地化の進んでいない所があり、郊外部における拡散的な宅地開発を抑制するためにも、市街地内の宅地化促進が必要となっています。

④市街地における道路網の整備・見直しが必要です

- ・市街地における道路網は、国道117号や国道291号、国道403号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線を骨格として放射環状型に配置されており、都市計画道路としての整備を促進するとともに、身近な生活道路の改善が求められています。
- ・また、統合病院の建設に際しては、医療拠点にふさわしい環境の形成とともに、アクセス性を確保するための道路網や公共交通網の検討が必要となっています。

⑤地域資源の保全・活用が必要です

- ・西部地域には、本市のシンボリックな緑地である山本山、骨格的な水辺景観軸である信濃川、良質な魚沼産コシヒカリの生産地である広大な農地、スポーツ振興の拠点である白山運動公園や総合体育館などの地域資源が豊富にあります。
- ・これらの地域資源を今後とも良好に保全するとともに、まちづくりの資源として積極的に活用していくことが必要です。

(3)西部地域のまちづくり方針

①地域づくりの目標

本市の中心部として発展してきた西部地域では、市街地を取り囲む緑豊かな自然環境との調和を基本に、豊富な地域資源を積極的に活用しながら、都市の顔にふさわしい魅力と活力ある中心市街地づくり、適正なコントロールによる良好な市街地環境の形成を目指します。

②地域づくりの方針

[都市の顔づくり]

- ・既存商店街やサンプラザ一帯の中心市街地では、本市の顔となる場所として、また、地域生活の拠点となる場所として、商店街の活性化を図りながら、歴史や伝統文化、自然を活かした魅力づくりを図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化（魅力ある商店街づくり、空き店舗対策等） ・空き家や空き地等を利用した身近な憩いや交流の場づくり ・小千谷総合病院跡地の活用検討 ・商店街の景観整備 ・サンプラザの機能充実、周辺の一体的な環境整備 ・楽しみながら安心して歩ける歩道空間の整備、花や緑等による演出
------------------------------------	---

[快適な住環境づくり]

- ・市街地では、将来的な宅地需要の受け皿として宅地化を促進するとともに、田園集落を含めて、身近な生活道路や公園・緑地の整備、美しいまちなみづくりなどを進め、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の形成を図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地から住宅地への土地利用転換（桜町土地区画整理地区の用途地域変更） ・生活道路の改良、身近な公園・広場、消雪パイプや流雪溝の整備 ・地区計画や建築協定、緑地協定などの住民主体のルールづくり ・屋敷林や地域林などのまちなかの緑の保存
------------------------------------	---

[地域活力創造の場づくり]

- ・第一工業団地、千谷工業団地、西部工業団地及び桜町準工業団地などにおいて、既存の環境の維持・改善を図るとともに、新たな企業立地を支援します。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の機能拡張、新たな企業誘致 ・新たな企業用地（候補地）整備の検討 ・第一工業団地周辺の長期末利用地対策の検討
------------------------------------	---

[適正な沿道環境の形成]

- ・自動車利用による利便性の高い国道 117 号などの沿道では、中心市街地活性化とのバランスや高齢者のアクセスしやすさなどに配慮しながら、土地利用の適正な規制を図り、市民の暮らしやすさを高めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合病院建設に伴う環境整備（用途地域指定） ・国道 117 号などの幹線道路沿道における適正な土地利用の規制 ・店舗や広告物の景観のルールづくり、花や緑による修景 ・歩道のグレードアップ、バリアフリー化等による歩行者・自転車環境の整備
------------------------------------	---

[都市基盤の整備]

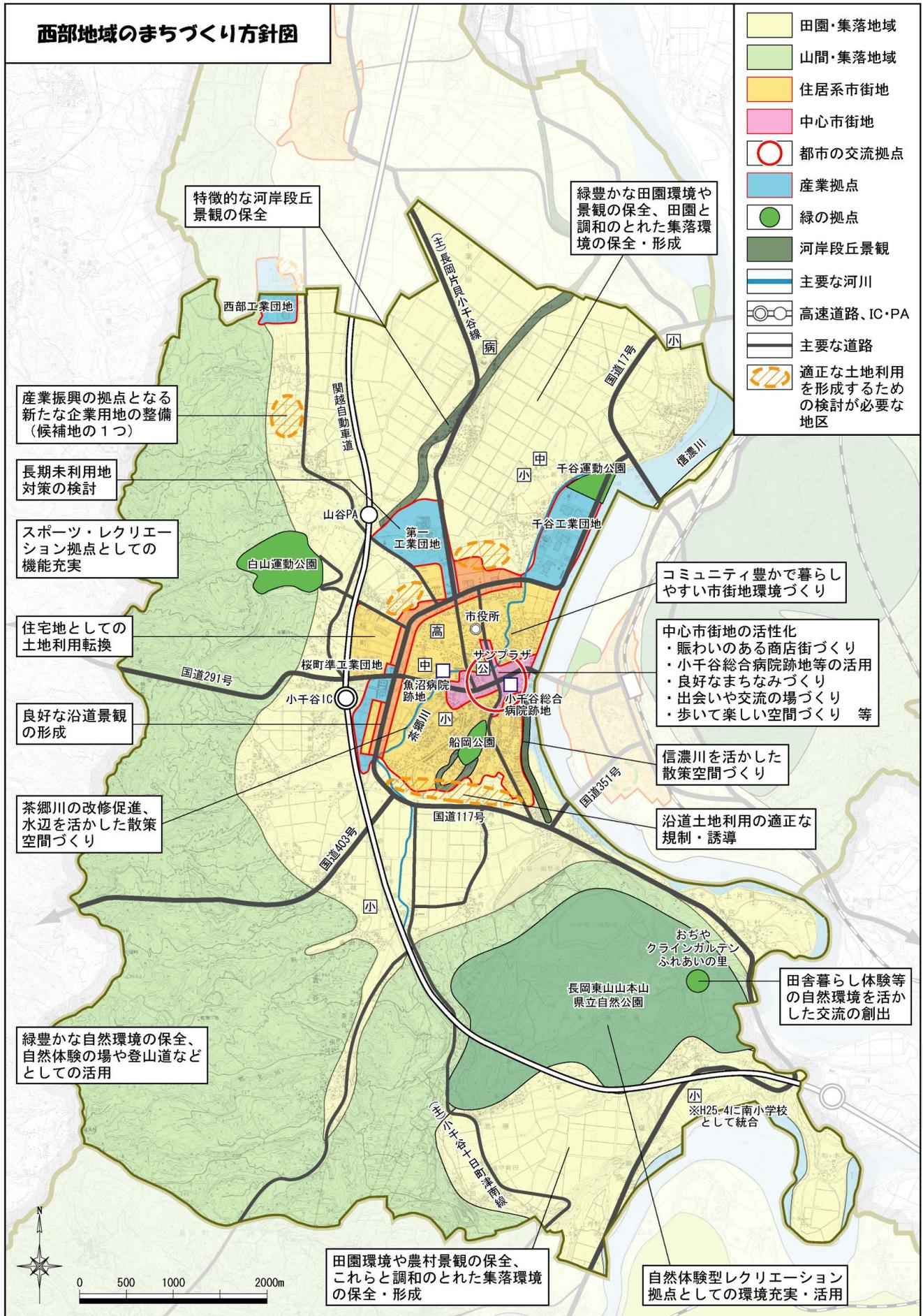
- ・ 国道や県道を中心に放射環状型の道路網を形成し、広域交通の円滑化、市街地への適正な誘導を図るとともに、安心して快適に利用できる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨格となる道路網の整備促進（国道 117 号） ・ 未整備都市計画道路の整備促進・一部見直し ・ 統合病院建設に伴うアクセス道路及び公共交通網の整備、検討 ・ 既存の生活道路の改善（拡幅、交差点改良等） ・ 街路樹や花などによるうるおいのある道路景観の形成 ・ タウントレイルによる歩行者空間の整備、休憩施設やポケットパークの整備 ・ 茶郷川の早期改修の実現、水辺に親しめる環境の整備
------------------------------------	--

[地域資源の保全と活用]

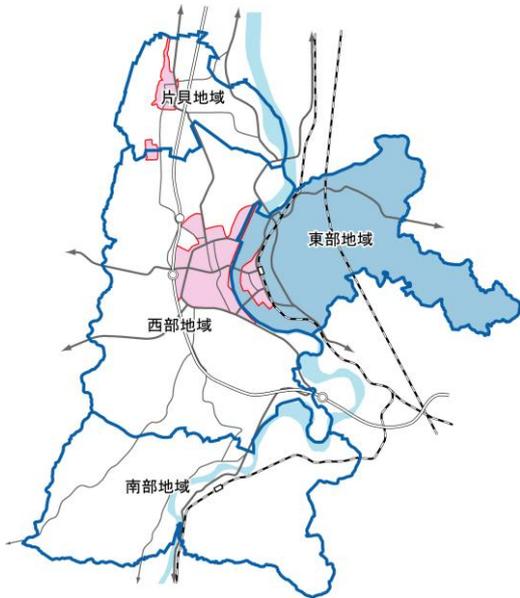
- ・ 四季を映し出す山本山や西部丘陵地の緑、広大な田園、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場や多様性のある居住の場づくりなどへの活用に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本山、西部丘陵地、河岸段丘緑地、農地、信濃川の自然環境・景観の保全 ・ 山本山の景観を利用した自然体験の場の提供・白山運動公園、船岡公園の機能充実 ・ 信濃川や茶郷川、郡殿の池等の水辺を活かした緑地・広場の整備・活用 ・ おちやクラインガルテンふれあいの里の活用 (田舎暮らし体験、交流の場)
------------------------------------	--

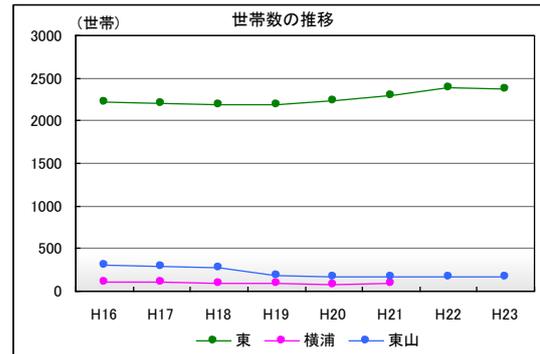
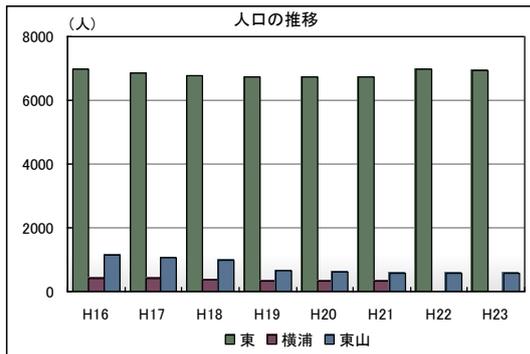


4. 東部地域のまちづくり方針

(1) 東部地域の現況 (東小千谷地区(旧横浦を含む)、東山地区)



- 東部地域は信濃川の右岸に位置し、北は長岡市（六日市地域）と南は長岡市（川口地域）、東は魚沼市に接しています。
- 地域の大半は、長岡東山山本山県立自然公園区域を中心とした山間地域で、西端を流れる信濃川の右岸沿いに平坦地が細長く開けていますが、河岸段丘上に位置するため地形的段差が随所に見られます。
- 交通網は、信濃川沿いの開けた区域を中心に、国道17号や国道291号、国道351号、JR上越線等が集中して通っています。
- 市街地では、東小千谷土地区画整理事業が廃止となり、関連する都市計画の見直しを行っているほか、農業試験場跡地では、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を計画しています。
- 平成23年の人口は7,519人、世帯数は2,543世帯で、東部地域全体として人口は減少傾向、世帯数は横ばいで推移しています。
- 信濃川の河川敷を利用した河川公園、地域間交流センター湯どころちぢみの里などのほか、国の重要無形民俗文化財の牛の角突きや錦鯉などの本市を代表する伝統文化があります。



(資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共公益施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> 長岡東山山本山 県立自然公園 (金倉山、朝日山) 信濃川、表沢川 他 男池、女池 	<ul style="list-style-type: none"> 朝日山古戦場 蕨生城跡 木喰観音堂 	<ul style="list-style-type: none"> 東小千谷小学校 東山小学校 東小千谷中学校 小千谷高校 小千谷税務署 勤労青少年ホーム 湯どころちぢみの里 	<ul style="list-style-type: none"> 国道17号 国道291号 国道351号 JR上越線、小千谷駅 信濃川河川公園 クリーンスポット大原 	<ul style="list-style-type: none"> 朝日山展望台 金倉山展望台 小千谷闘牛場

(2) 東部地域の主なまちづくり課題

① 地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は7,519人（平成23年）で、市全体の19.2%となっています。
- ・東小千谷地区では、近年になって人口・世帯数ともに緩やかな増加傾向にありますが、その他の地区では人口・世帯数ともに減少～横ばい傾向にあり、地域コミュニティの崩壊など地域活力の衰退が懸念されます。
- ・このため、若者を中心とする人口流出の抑制と地域への定住を促進するとともに、二地域居住など地域特性を活かした新たな定住対策を検討することも必要となっています。

② 生活を支える地域拠点の充実が必要です

- ・JR小千谷駅を中心として、国道291号沿いに商店街が形成されていますが、空き店舗が多く、いわゆるシャッター通り化が進んでいます。
- ・今後、高齢化の進展が確実となっている中で、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせるまちを形成するためには、身近に買い物ができる場としての地域商店街の維持・活力向上が重要な課題となっています。

③ 土地区画整理事業の廃止に対応したまちづくりが必要です

- ・市街地では、昭和62年からまちづくりの検討が開始され、平成9年度に東小千谷土地区画整理事業を都市計画決定し、このうち東小千谷北土地区画整理事業について事業認可を受け、事業化に向けて取り組んできました。
- ・しかし、地価の下落や宅地需要の減少など社会情勢が著しく変化し、住民の合意形成や宅地需要の見込みが困難となったことなどから、平成15年度に事業廃止が決定されました。
- ・今後も事業化の見込み・必要性が低い中で、面的な市街地開発を前提とした都市計画による制限が地域住民にかかっており、事業廃止に合わせた土地利用計画や都市施設整備の見直しを進めています。

④ 固有の資源を活かした地域活性化が必要です

- ・広域幹線軸である国道17号沿いに位置する湯どころぢみの里は、情報発信機能のほか、住民相互あるいは来訪者との憩いや交流の場としての活用が望まれます。
- ・東山地区では、錦鯉産業や牛の角突きなどの特色ある文化が根強く息づいているほか、農産物を使った特産品開発等に取り組んでおり、今後とも保存・継承するとともに、まちづくりに活かしていくことが重要です。
- ・このほか、信濃川の広大な河川空間、長岡東山山本山県立自然公園などの豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

(3) 東部地域のまちづくり方針

① 地域づくりの目標

市街地では、都市計画道路の整備や農業試験場跡地の活用、河川改修を促進するとともに、商店街の活性化と合わせて生活環境の改善を図ります。山間部では、自然環境を保全・活用するとともに、集落環境の改善・地域活力の向上を図ります。

② 地域づくりの方針

[快適な生活環境づくり]

- 市街地及び市街地に隣接する既存の住宅団地などでは、生活道路の改良や身近な公園広場の整備などにより、安全で安心して暮らせる良好な居住環境の形成に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改良、消融雪装置の整備等による居住環境の改善 (都) 東栄元中子線の整備推進 農業試験場跡地を活用した公園の整備、防災機能の強化 空き地等を利用した身近な公園や広場の整備 表沢川の整備促進 地区計画や建築協定、緑地協定などの住民主体のルールづくり
------------------------------------	---

[地域の生活を支える拠点づくり]

- 自動車に過度に依存することなく暮らすことができる地域づくりを目指すため、既存商店街の活性化を図りながら、地域コミュニティの中心となる拠点づくりを図ります。
- 国道 351 号や J R 上越線沿いに立地する工場については、地域活力や雇用の場を維持するためにも現在の環境の維持を図ります。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 既存商店街の活性化(魅力ある店舗づくり、駅前の再開発、イベント開催など) 楽しみながら歩ける環境づくり、沿道景観の整備
------------------------------------	--

[東小千谷土地区画整理事業の廃止への対応]

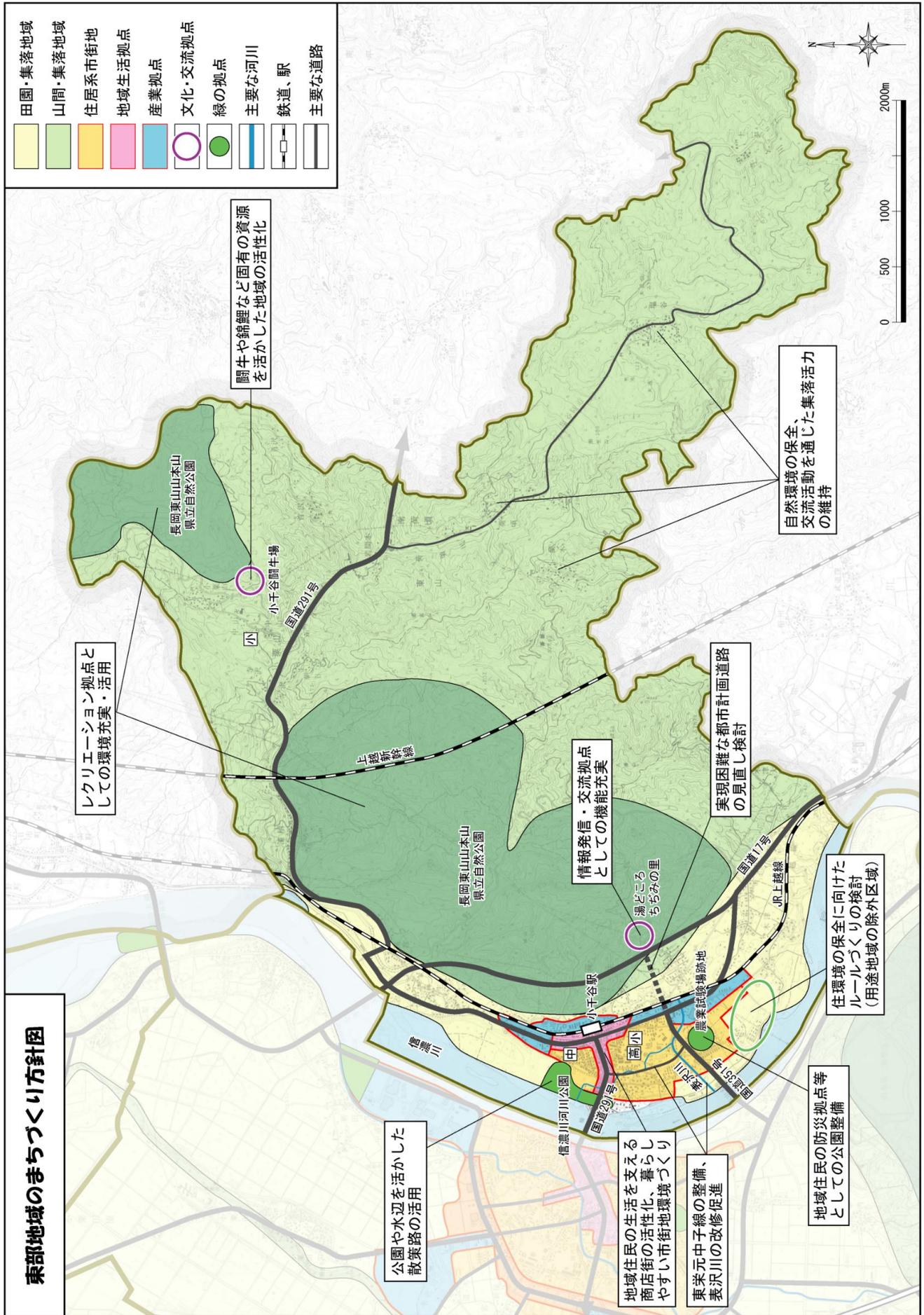
- 土地区画整理事業の廃止に伴う都市計画の見直しを行うとともに、将来的な乱開発の防止に向けたルールづくりの必要性などについて、地域住民とともに検討していきます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業(都市計画決定)の廃止 用途地域指定の除外 都市計画道路の廃止(東栄信濃町線、東小千谷環状線)
------------------------------------	---

[固有の資源を活かした地域づくり]

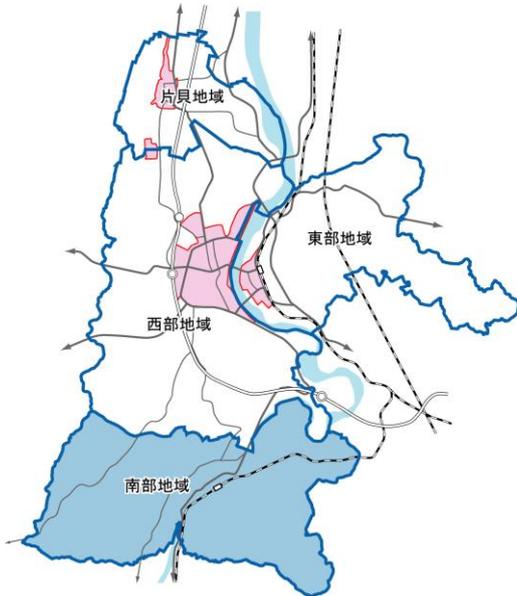
- 本市の伝統文化を代表する錦鯉産業や牛の角突き、農産物などの地域固有の資源を活かした地域づくり、活性化策を推進します。
- 朝日山の古戦場や金倉山のふもとで開催される牛の角突きなどの固有資源、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境・景観、これらを活用した自然とのふれあいの場の整備に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 錦鯉産業や牛の角突きなど地域固有の伝統文化を活かした地域活性化 湯どころちぢみの里の機能充実(情報発信、市内への誘導機能等) 信濃川、河岸段丘、農地、山並みが織りなす自然景観の保全 被災体験を通じた交流事業の推進
------------------------------------	---

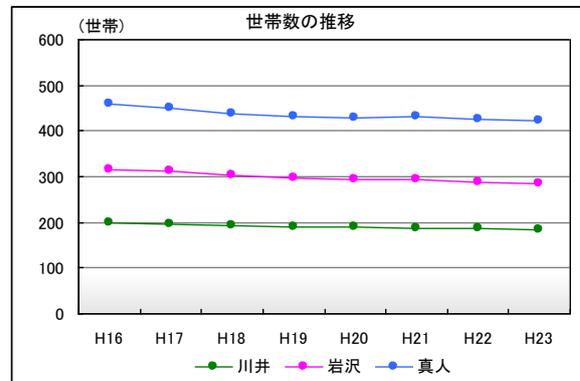
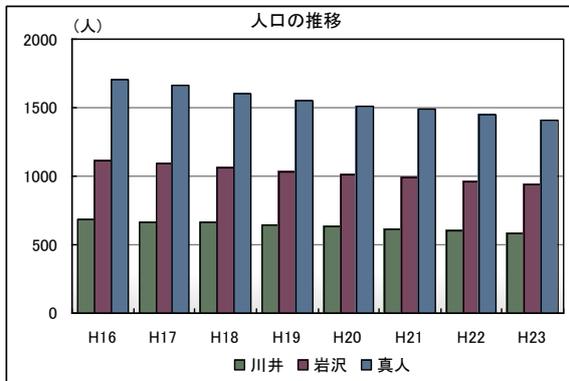


5. 南部地域のまちづくり方針

(1) 南部地域の現況 (川井地区、岩沢地区、真人地区)



- ・南部地域は本市の南部に位置し、東は長岡市（川口地域）、西は長岡市（小国地域）、南は十日町市に接しています。
- ・地形は、高場山や桜峰などが連なる山間地域で、地域の中央を信濃川が流れ、右岸側の川井地区と岩沢地区、左岸側の真人地区に大きく分かれています。
- ・信濃川などが作り出した低地に沿って集落が細長く形成されているほか、中山間地に集落が点在しています。岩沢地区、真人地区は都市計画区域外となっています。
- ・交通網は信濃川沿いに走る国道 117 号や(主)小千谷十日町津南線、JR 飯山線が中心になっており、谷あいの集落を結ぶ県道が点在する集落間を結んでいます。
- ・平成 23 年の人口は 2,932 人、世帯数は 892 世帯で、人口・世帯数ともに減少傾向にあります。
- ・緑豊かな山並みと信濃川の水辺が雄大な自然景観を形成しているほか、耕作地の多くが棚田であり、中山間地の景観を形成しています。



(資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・高場山 ・桜峰 ・信濃川 ・真人沢川 ・北の沢池 ・棚田 ・男池 	<ul style="list-style-type: none"> ・内ヶ巻城跡 ・函山城跡 ・真人城跡 ・愛染明王 	<ul style="list-style-type: none"> ・川井小学校 ・岩沢小学校 ・真人小学校 (上記 3 校と塩殿小学校(西部地域)は、H25.4 に南小学校として統合) ・南中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 117 号 ・(主)小千谷十日町津南線 ・JR 飯山線、越後岩沢駅・内ヶ巻駅 ・南部スポーツ広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・真人天然温泉メゾン

(2)南部地域の主なまちづくり課題

①地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は2,932人（平成23年）で、市全体の7.5%となっています。
- ・いずれの地区も人口・世帯数ともに減少傾向にあり、特に、若年層の流出と高齢化が進展している状況がうかがわれ、今後、地域活力の一層の低下だけでなく、担い手不足による農地の荒廃などが懸念されます。
- ・このため、若者を中心とする人口流出の抑制を図るほか、豊かな自然環境を活かした多様性のある居住の場づくりなど、新たな定住策を検討し、地域活力の維持を図ることが必要な課題となっています。

②暮らしを支える生活基盤の充実が必要です

- ・このまま人口減少が続けば中山間地では、地域コミュニティの崩壊を招くだけでなく、公共施設の維持にも影響を与えるおそれがあります。特に、小学校については、平成25年4月に3校が統合されることに伴い、コミュニティとしてのつながりの維持・強化が課題となります。
- ・今後、高齢化の進展が一層進むことが予想され、冬期間の除雪困難世帯の増加や買い物難民の増加など、自動車を利用できない高齢者にとって不便な地域となることが危惧されます。
- ・このため、生活必需品や医療・福祉、コミュニティなど日常生活に不可欠な機能の維持・充実に図るほか、移動性の確保を図ることが必要となっています。

③地域資源の保全・活用が必要です

- ・緑豊かな高場山や桜峰などの山並み、その谷あいを通り流れる信濃川がダイナミックな自然景観を形成しており、これらの自然環境・景観を維持保全することが大切です。
- ・また、豊かな自然が育んだ農作物や伝統文化、温泉施設等の地域資源などを活用した都市交流や地域活性化の取り組みが行われており、今後とも継続していくことが必要です。

(3)南部地域のまちづくり方針

①地域づくりの目標

緑豊かな自然に包まれたのどかな居住の場として、自然環境や景観の保全と活用を図りながら、地域住民の日常の暮らしや交流を支える機能を充実し、誇りをもって住み続けられる地域づくりを目指します。

②地域づくりの方針

[快適な生活環境づくり]

- 生活道路などの生活基盤施設の充実、地域福祉や子育て環境、コミュニティ活動の場の充実などに努め、住み続けることのできる地域づくりを進めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改良、合併処理浄化槽の普及や消融雪装置の整備等による集落環境の改善 生活必需品を扱う昔ながらの地域のお店づくり 医療、子育て、デイケア等の地域福祉環境の充実 住民間の申し合わせ（自主ルール）による誇りのもてる地域づくり 花などによる身近な景観づくり 豊かな自然を活かした田舎暮らしなどの推進
------------------------------------	---

[円滑な移動性の確保]

- 日常・非日常を問わず移動の中心となる国道 117 号や(主)小千谷十日町津南線、JR 飯山線の利用のしやすさを高めるため、これらへのアクセス性を高めるとともに、特に高齢者や障がい者などの移動制約者に対応するため、乗合タクシーの運行のほか地域で運行しているコミュニティバスの存続に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 川井大橋、魚沼橋の長寿命化 JR 飯山線の利用促進 コミュニティバスや乗合タクシーの運行存続
------------------------------------	--

[地域資源の保全と活用]

- 高場山や桜峰などの山並み、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、大自然に包まれた地域にふさわしい環境づくり、自然とのふれあいの場の整備に努めます。

具体的な施策や 取り組み (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 山並み、農地、河岸段丘景観の保全 信濃川を活かした水辺に親しめる場づくり、森林を活かしたレクリエーション機能の充実 城跡など地域固有の歴史や伝統文化を活かした地域活性化 地域資源を活用した農家民宿や農家レストランなどによる都市との共生の推進
------------------------------------	---

第6章 マスタープランの実現に向けて

1. 「市民本位のまちづくり」に向けて

(1) 「市民本位のまちづくり」に関する基本方針

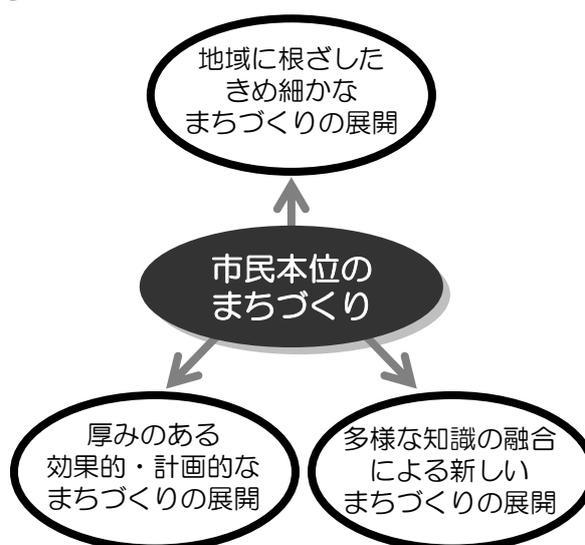
- ・量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、市民の要求も量的な満足度から質的な満足度まで多種多様であり、今後のまちづくりは、いかに市民生活の視点に立って、本当の意味での暮らしやすい環境を整えていくことが重要です。
- ・本計画を実現していくために、市民をはじめ多様な主体と行政が協働し、市民本位のまちづくりに取り組むための方針を示します。

①地域の個性を活かしたまちづくりに取り組みます

- ・人口減少と少子化・高齢化の進展、深刻化する環境問題や自然災害、長引く景気の低迷など、厳しさを増す社会経済情勢において、快適で利便性の高い都市をつかっていくためには、市民と行政が協力し合いながらまちづくりに取り組むことが重要となります。
- ・特に、市民の価値観やライフスタイルの複雑・多様化に伴い、まちづくりへの市民ニーズも高度化しており、実際に生活している市民の目線からまちづくりのあり方を見つめ直す必要があります。
- ・また、市民が誇りや愛着をもてる都市をつくるためには、画一的なまちづくりではなく、地域の個性を大切にしたい、まちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・このために、市民やまちづくり団体、事業者など、多様な主体の役割を明確にし、主体性と責任性のある協働体制の下にまちづくりを進めます。

②計画的・効果的なまちづくりに取り組みます

- ・長引く景気の低迷を背景として、自主財源の確保が求められています。
- ・加えて、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、これまでに整備してきた社会資本の維持管理費の増大など、社会総コストの増大が予測されています。
- ・このような状況におけるまちづくりは、これまで以上に効果的・効率的に進める必要があります。
- ・このため、財政状況や社会経済情勢を踏まえつつ、優先度や整備効果などを勘案した「選択と集中」の考えに基づいて、計画的にまちづくりを進めます。

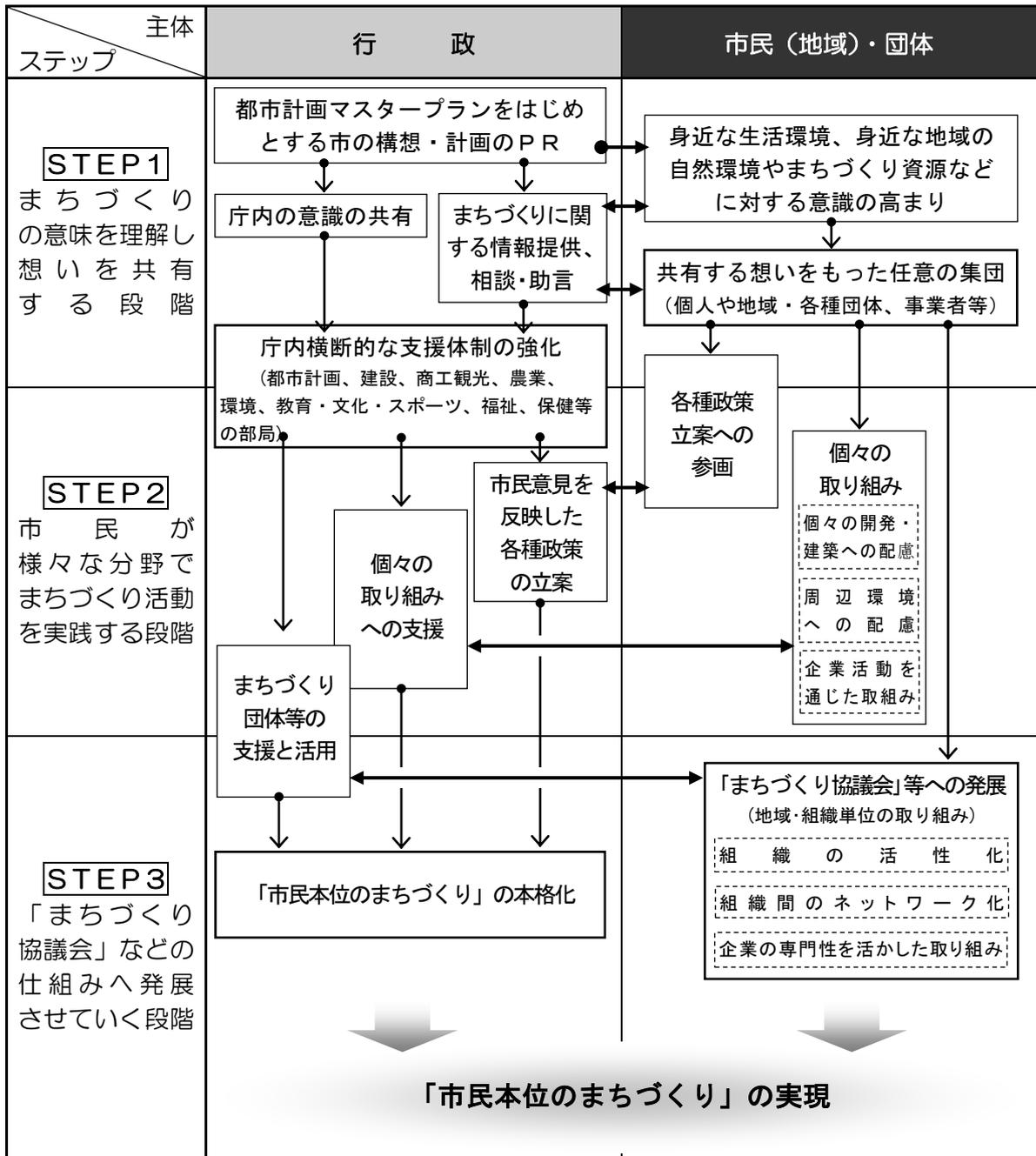


◇ 市民本位のまちづくりの必要性と効果 ◇

(2) 段階的なまちづくりの推進

- ・「市民本位のまちづくり」を実現していく取り組みは、大きく3つの段階に区分できます。
- ・まちづくりの意味を理解し想いを共有していく段階、市民が様々な分野でまちづくり活動を実践する段階、さらに一歩進んで、「まちづくり協議会」など地域が主体となった仕組みへ発展させていく段階です。
- ・それぞれの段階における市民、事業者、行政が取り組むべきことは次のように整理できます。

◇「市民本位のまちづくり」の段階的な進め方イメージ◇



(3)市民、事業者、行政の役割分担の明確化

- ・全国的に市民参画・市民協働の動きが活発化する中、本市においても、地域の振興や住環境の向上などに向けた取り組みが進められており、今後さらに充実した取り組みに進展させる必要があります。
- ・今後、「市民本位のまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、市民や団体等が得意とする分野を、まちづくりに活かすことが求められます。

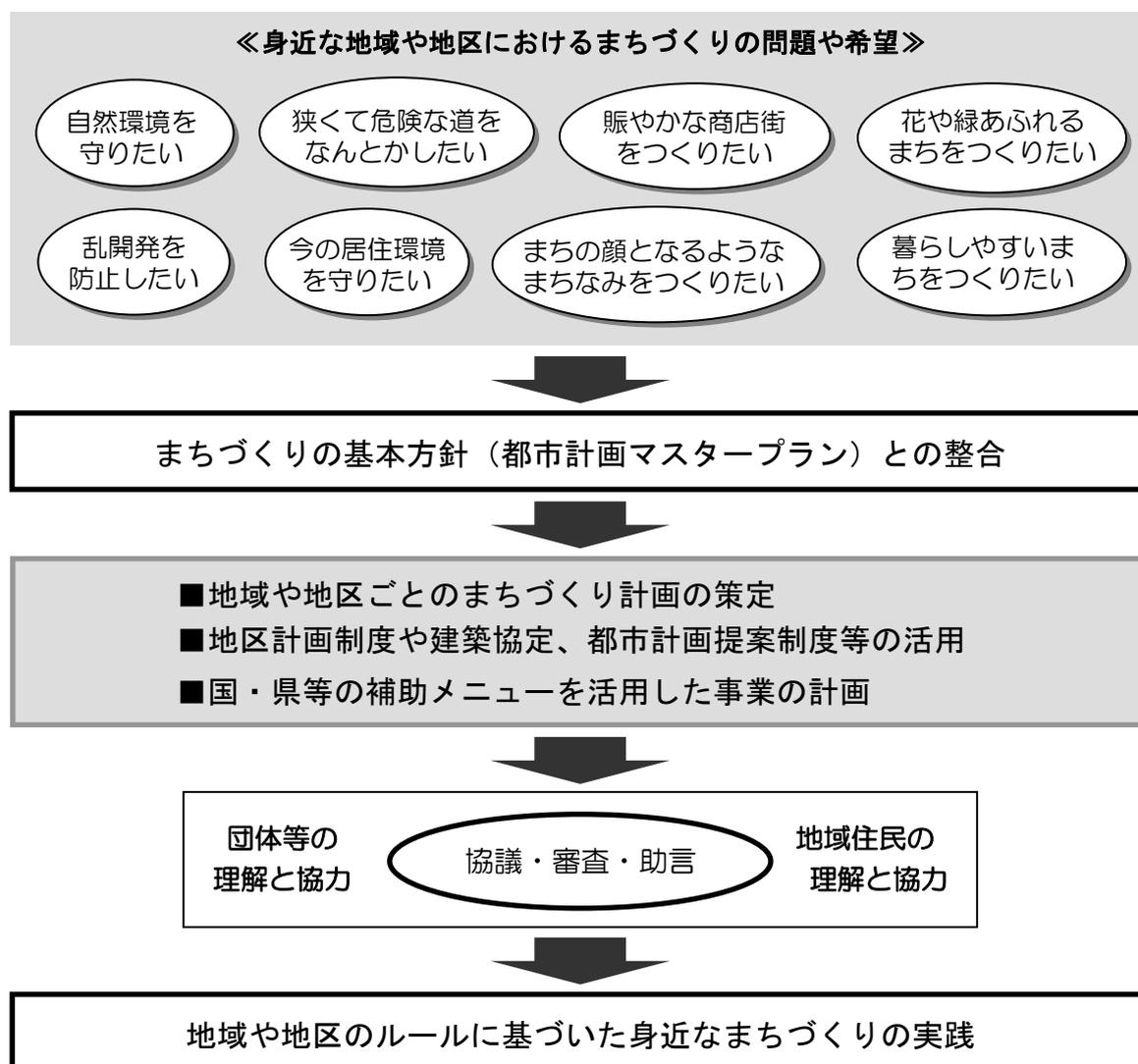
◇ 市民、事業者、行政のそれぞれの役割 ◇

主体	役割	内 容
市民	個々の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの意味と必要性の理解 ・土地利用や景観の方針に沿った開発・建築活動の実践 ・庭の緑化、清掃等の周辺環境への配慮 ・まちづくりへの積極的な参加、意見や考え方などの表示
	地域単位の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なまちづくり（地域の景観ルールづくりや美化活動など）への積極的な参加、協力 ・地域住民同士が日常的に話し合える場の設置、参加 ・地縁団体、市民団体等の組織化（まちづくり協議会など）
	組織単位の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域、他のまちづくり団体等とのネットワークの形成 ・美化活動等のボランティア活動への取り組み ・公民館など身近な地域における公共施設の維持管理、積極的な利用
事業者 (企業)	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取り組み
行政	市民意向の把握	<p>この議論が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報の積極的な提供、発信 ・市民ニーズや地域の問題・課題の把握、市の構想・計画への反映
	活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近なまちづくり活動に対する技術的支援 ・行政内の横断的な支援体制の強化 ・「まちづくり協議会」等の市民主役のまちづくりの仕組みづくり
	支援内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者のまちづくりに対する支援内容の充実 ・まちづくり団体（NPO団体など）の支援と活用

(4)「市民が主役のまちづくり」を支える環境づくり

①地域や地区ごとのルールづくり

- ・「市民本位のまちづくり」を実現するためには、市民が積極的に身近なまちづくり活動を実践できる環境を整え、その活動の輪を周辺に波及させながら仲間を増やし、身近なまちづくり活動が市域全体に浸透していくことが不可欠です。
- ・このため、行政は、まちづくり情報の提供・発信や助言を行うほか、必要に応じ、出前講座の開催やまちづくりの専門家を派遣するなど、市民の主体的なまちづくり活動を支援していきます。
- ・また、身近な地域や地区の将来像を市民自らが考え、地域や地区が一体となって土地利用や建築活動、緑化や景観づくりなどに関するルールづくりに取り組む環境整備が必要です。



②市民の想いを受け止め、実現するための法制度の活用

- ・土地利用や建築行為の規制・誘導など、身近な視点から生活環境を高めるため、市民や関係者の理解と合意形成を得ながら、必要な各種法制度の活用を図ります。

【地区計画（都市計画法）】

- ・地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設の配置を一体として定める制度です。
- ・地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。
- ・現在までに本市での実績はありませんが、今後、特に良好な住環境等の保全・形成や、無秩序な開発が行われる恐れのある地区などにおいて、地区計画制度を活用を検討していきたいと考えています。

地区計画の構成 ～ 地区計画は次の3つの項目から成り立っています ～

- ①「地区計画の目標」 ・地区や街区の状況に応じて、まちづくりの目標を定めます。
- ②「地区計画の方針」 ・①「地区計画の目標」を実現するため、土地利用や建築物などに関する基本的な考え方を定めます。
- ③「地区整備計画」 ・②「地区計画の方針」をふまえて、建築物などに関する制限や、道路・公園などの配置に関する具体的なルールを定めます。

「地区整備計画」で定める内容は、地区や街区の状況に応じて、以下の項目から選択して定めることができます。

1 地区施設の配置・規模

みなさんが利用する道路・公園・広場などを地区施設として定め、建物の更新時などに合わせた用地の確保などにより、地区施設を整備することができます。

2 建築物やその他の敷地などの制限に関すること

①建築物等の用途の制限

目指すまちづくりにふさわしくない建築物等を排除し、適切な建築物のみが建築できるようにします。

②容積率の最高限度・最低限度

容積率を制限、又は緩和して、周囲に調和した土地利用を進めることができます。

③建ぺい率の最高限度

庭や緑地などのオープンスペースが十分に取れたゆとりのある街並みをつくることができます。

④建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積を定めることにより、狭小な敷地の発生や居住環境の悪化を防止することができます。

⑤建築面積の最低限度

ペンシルビルを防止し、共同化などによる土地の高度利用を促進することができます。

⑥壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくることができます。

⑦壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面の後退した区域内の自販機等の工作物の設置を制限し、良好な景観とゆとりある外部空間をつくることができます。

⑧建築物等の高さの最高限度・最低限度

建物の高さを揃えることにより、整った街並みの形成や土地の高度利用を促進することができます。

⑨建築物等の緑化率の最低限度

庭や緑地の確保や緑化の推進により、緑豊かな街並みをつくることができます。

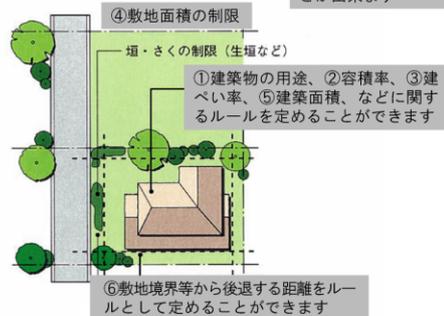
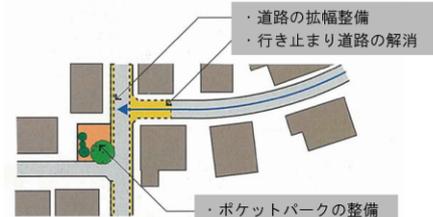
⑩建築物等の形態又は意匠

色や仕上げ、建物の形・デザインの調和を図り、まとまりのある街並みをつくることができます。

⑪垣・さくの構造の制限

垣やさくの材料や形などを定め、緑の多い街並みなどをつくることができます。

具体的ルールのイメージ

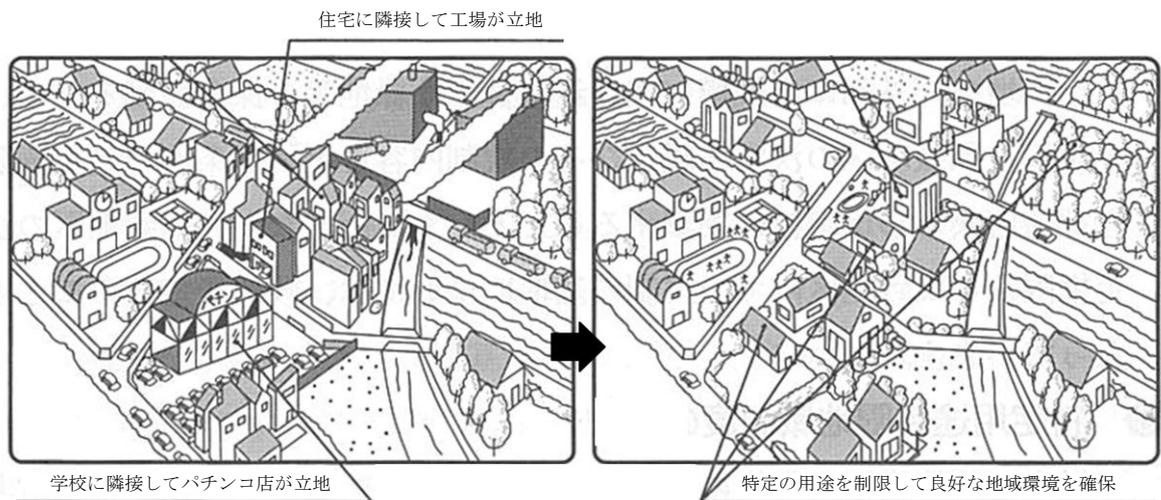


3 その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの優れた環境を守り、壊さないように制限することができます。

[特定用途制限地域（都市計画法）]

- ・ 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の用途の建築物等の建築を制限する制度です。
- ・ 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、地方公共団体の条例で定められます（建築制限条例）。
- ・ 現在までに本市での実績はありませんが、今後、用途の混在などにより良好な集落環境等が阻害される地区などにおいて、特定用途制限地域制度を活用していきたいと考えています。特に、東小千谷土地地区画整理事業の廃止に伴い用途地域から除外する地域において、当該制度導入の必要性も含めて、地域住民とともに検討を行っていきます。



◇ 特定用途制限地域による土地利用制限のイメージ ◇

[特別用途地区（都市計画法）]

- ・ 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域を補完して定める地区です。
- ・ 例えば、特定の工業の利便を増進するために必要な規制・緩和を行ったり、一定規模以上の大規模な集客施設の立地を制限したりすることができます。
- ・ 特別用途地区に関する必要な規定は、建築基準法に基づき、市の条例で規定します。

[都市計画提案制度（都市計画法）]

- ・ 都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。
- ・ 「市民本位のまちづくり」を実現するため、広く周知を行い、適切な運用の下で制度の活用促進に取り組みます。

[建築協定制度の概要（建築基準法）]

- ・建築物を建築する場合には、都市計画法や建築基準法などにより、用途・構造など様々な基準が定められていますが、それらは一律の基準であり、地域に応じた住みよい環境づくり、個性あるまちづくりをするためには、必ずしも十分とは言えません。
- ・そこで、地域の住民が話し合い、全員の同意のもとに建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。
- ・建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市長の許可が必要です。開発者が1人で協定を結ぶ「1人協定」という制度もあります。

[緑地協定制度の概要（都市緑地法）]

- ・緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。
- ・一定の手続きに基づいて協定が締結された後においては、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶことになります。

2. アクションプログラム

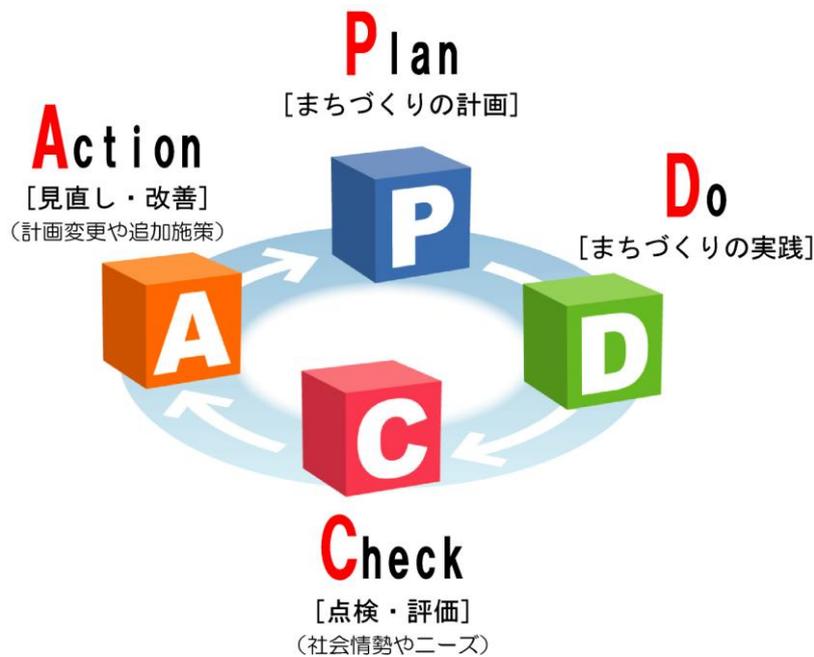
・本計画は、概ね20年後の都市のあるべき姿を描くものですが、このうち、概ね今後10年間に特に重点的に取り組むべき事業や施策（主にハード部門）をアクションプログラムとして示します。

都市づくりの方針	関連分野	短期（概ね今後5年間） ※現在実施中のものを含む	中期（概ね今後5年～10年間）
活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・東小千谷市街地／除外・変更 ・病院建設予定地／拡大 ・信濃川右岸(東小千谷地区)／除外 ・(都)片貝バイパス沿道／拡大 ・西部工業団地、桜町土地区画整理地区／変更 ・第一工業団地周辺／除外 ・(都)西小千谷環状線沿道／拡大 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●東小千谷土地区画整理事業の廃止 (都市計画決定の廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域等の指定検討 (東小千谷の用途地域除外地)
		<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか居住・地域定住化策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の整備、公営住宅の改修 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化、空き店舗対策 ・小千谷総合病院跡地の活用 ・歩行者空間の整備、緑化等の修景 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域商業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・本町、東小千谷の既存商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業用地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・山谷・坪野、(都)片貝バイパス沿道
	交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・(都)東栄元中子線、(都)西小千谷環状線、(都)木津小千谷停車場線 ・その他の都市計画道路 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・(都)東栄信濃町線／廃止 ・(都)城内桜町線／変更 ・(都)東小千谷環状線／廃止 ・その他の都市計画道路 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路網の整備・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・狹隘道路の解消、交差点の改良、踏切の改良、消雪パイプ・流雪溝の整備 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●歩道、自転車道、遊歩道の整備 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●バス路線網の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●小千谷駅の交通結節機能の強化
豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ●白山運動公園の機能充実 ●防災公園予定地の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなかの身近な公園広場の整備
	河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ●表沢川の改修（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ●茶郷川の改修（県） ●その他の河川改修
	都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道・集落排水事業の統合、管渠・処理施設の長寿命化・更新 	
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害対策 ●防災拠点の整備（公園） ●克雪・利雪対策 ●橋梁の長寿命化 ●ハザードマップの整備 ●木造住宅の耐震化 ●雨水排水対策 ●自主防災組織の育成 	
	ルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画・建築協定・緑地協定制度の活用（協働） 	
市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり	景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地の景観整備（協働） 	<ul style="list-style-type: none"> ●賑わいの軸の整備、道路景観の整備 ●景観計画の策定、景観条例の制定

3. マスタープランの進行管理

(1) マスタープランの進行管理

- ・「まちづくりは百年の計」と言われるように、目指すべき都市の将来像を実現するためには、本計画に基づいた息の長い取り組みが必要です。
- ・身近な緑化の推進やソフト事業などは、その効果が短期間に現れるものもありますが、大規模な事業や長期間にわたる施策の場合は、それらの実施間中に社会情勢や市民のニーズが変化することも予想されます。
- ・このため、本計画の中間年次等において、事業や施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、PDCAサイクル^(※1)の考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。



PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

※1：PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Action(処置・改善)の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていこうとする考えです。

(2) マスタープランの見直し

- ・計画年次の途中段階であっても、社会経済情勢や社会環境に大きな変化があった場合、都市構造に大きな影響を与える事象が生じた場合など、必要な状況に応じて本計画も適宜見直しを行っていきます。

○用語解説

- 都市施設 : 道路、公園、下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な施設
- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
 - ・ 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
 - ・ 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
 - ・ 河川、運河その他の水路
 - ・ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
 - ・ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
 - ・ 市場、と畜場又は火葬場
 - ・ 一団地の住宅施設（一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
 - ・ 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
 - ・ 流通業務団地
 - ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）
 - ・ その他政令で定める施設
- 集約型都市構造 : 圏域内の中心市街地や駅周辺等を、都市機能の集約を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と圏域内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、圏域内の多くの人にとっての暮らしやすさと圏域全体の持続的発展を確保する都市構造
- 防災安全街区 : 道路、公園等の都市基盤施設が整備されるとともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄、エネルギー供給等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる地区
- 移動制約者 : 妊婦・乳幼児連れ・高齢者・障がい者等
- たんぼダム : たんぼからの排水量を調整し、たんぼの水位を上げて、雨水などをダムのように一時的にたんぼに貯め、水路や川の水量を急激に増やさないようにするための取り組み
- コンパクトシティ : 中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態、あるいはそうした形態を目指した都市計画の総称
- コミュニティバス : 山間地などの交通空白地帯において、地域住民の交通の利便性向上を目的とした乗合バス
- 乗合タクシー : 山間地などの路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで、運行されているタクシー
- 市民協働 : 市民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題に取り組んでいくことをいう。
-

〔改訂〕小千谷都市計画マスタープラン

平成 25 年 3 月

発行 小千谷市

〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

TEL 0258(83)3514 FAX 0258(83)2789

E-mail kensetu@city.ojiya.niigata.jp

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp/>

編集 小千谷市建設課